

論 説

鎌倉幕府の和与認可裁許状における  
和与状の引用に関する覚え書き (一)

西 村 安 博

はじめに

一、裁許状における和与状の引用状況について

1 和与状の引用に関する分類および整理

- (一) 訴人・論人両方の和与状の内容が引用されている場合
- (二) 訴論人のいずれか一方の和与状の内容のみが引用されている場合
- (三) 主に和与の成立した事実あるいは訴論人によって和与状が幕府裁判所に提出された事実の記載されている場合

- (四) 和与状の引用状況が明らかでない場合
- (五) その他

2 小括

二、裁許状における和与状の引用実態の一側面

1 和与状の事書に関する史料の分類および整理

- (一) 和与状および裁許状から知り得る場合
- (二) 和与状のみから知り得る場合
- (三) 裁許状のみから知り得る場合（以上、本号）

2 裁許状における和与状事書の引用

- (一) 和与状事書の内容および形式
- (二) 和与状事書の引用
- (三) 訴人和与状および論人和与状における事書の対応関係

3 小括

むすびにかえて

## はじめに

本稿の主な目的は、鎌倉幕府の裁判において和与が成立した際に、訴訟当事者が裁判所に対して和与状を提出するのを承けて、裁判所が訴訟当事者に対して下付する和与認可裁許状の中に和与状がどのような形で引用されているのかについて検討することである。<sup>①</sup>

和与状が和与認可裁許状に引用されることについては、佐藤進一博士によれば次のような指摘がなされている。<sup>②</sup>

「後期幕府の裁判方針を特徴づけるものとして、上述した訴訟の速疾終結と相関連して考えられることは、訴訟件数を減少させようとする態度である。当代の所務沙汰は証拠文書によって自己の権利を主張するを原則とした。即ち相手方を屈服せしめるには、相手方の主張の論拠たる権原文書を、やはり自己の権原文書によって破砕せねばならなかった。勢い遙か往古の文書が証拠文書として提出され、権原は益々古きに遡って争われる結果となった。それだけにまた証拠文書の調査は困難となり、訴訟の解決は長期を要するようになった。かかる情勢に対する解決策として採用されたのが、訴訟関係文書に公信力を賦与する制度であった。前述の如く後期の所務相論和与に際して当事者から幕府に提出する和与状には、担当奉行二名が「為後証」加判して下付するという制が発達した。これ即ち当該和与が、所謂私和与に非ずして、幕府の公認を経たものであることを明らかにして、以て将来の訴訟に備えさせる意図に出るものであった。また、幕府の下付する下知状の形式には永仁二、三年を境として著しい変化が見られる。即ち前期では単に「当事者は和解して、和与状を提出した。よってこれを認める」という趣旨の記載に止まっていたのに、後期の下知状は和与状の内容をそのまま盛りこ

むようになった。而もその場合和与状の文章を節略した取意文として取り入れることもあるが、多くは、また後になれば益々、和与状の文章をそのまま引載するのである。前期には、稀にかかる後期下知状の原形と認むべき事例もあるが、後期には前期下知状の形式を見出すことはできない(管見の及ぶ限り)(註一八)。このような制規の変化は何を意味するか。私は幕府の裁許に当って、少なくとも当該相論の対象に関する限り、和与下知状を以て独立した公信力ある証拠文書として、将来の訴訟に備え、更に実質的には該対象に対する当事者の法律関係をこの下知状(即ち和与内容)を基点として規律しようという意図こそ、後期の下知状形式を生み出し、かつ発達させた所以であると思う。即ちそこに訴訟の錯雑を防ぎ、訴訟を起こしうる機縁を少なくしようという意図が看取されるのである。」

これまでの鎌倉幕府の裁判上の和与に関する研究の中では、和与を公認する裁許状において和与状の引用される状況や傾向についての理解を、全面的にこの佐藤説に依拠してきたといつても良いであろう。佐藤博士による鎌倉時代後期の訴訟制度の分析の鋭さもさることながら、和与を公認する裁許状に関するこの論述は、そのすべてを無駄なく網羅しているものと思われる。

そこで本稿では、佐藤博士によつて指摘されているものの中でも、和与認可裁許状の形式上の変化について子細に点検するとともに、このことを通じて、和与認可裁許状における和与状の引用実態について明らかにしたい。

本稿では具体的に、以下のような検討を試みたい。

第一に、和与認可裁許状において和与状の引用のされ方に変化の生じる時期が、永仁二、三年を境とする鎌倉時代の後期であるという指摘、さらには、正和以降の和与認可裁許状についてはすべて、佐藤博士のいわれる「後期

の「下知状形式」であるという指摘、あるいは、六波羅・鎮西では関東よりやや降って正安頃に裁許状の形式上の変化が見られるという指摘について、再検討を試みたいと思う。<sup>④</sup>

これについては、第一章において、和与認可裁許状およびこれに対応する和与状とを総合しながら、裁許状における和与状引用のスタイルについて、裁許状をいくつかのタイプに分類・整理することによって検討を行った。<sup>⑤</sup>

第二には、和与認可裁許状の中に和与状が引用される際に、和与状のおおよその内容を引用することで事足りるとされていたのか、あるいは和与状の内容とあわせてその形式自体もが考慮に入れられることによって引用されることになっていったのか、という問題について若干の考察を加えてみた。

このことは、裁許状における和与状の引用スタイルという形式上の問題に関する検討を踏まえた上での検討作業であることは言うまでもない。ここではさしあたり、和与状そのものがどの程度精確に引用されたのかを探るための一つの方法として、和与状の事書部分の引用状況を把握するという方法を探ってみた。和与状の内容に関する引用の精確さを測定するためには、当該裁許状とこれに対応する現存和与状とを突き合わせることに伴って丹念にその相違を調べるといふ方法を探ることが要求されるのはいうまでもないが、本稿では、裁許状に和与状が引用される際には、和与状の内容がどの程度まで尊重されることになっていったのかを測定するための一つの方法として、和与状事書の部分の引用実態を見ようとするものである。

以下、検討を進めていきたい。

(註)

(1) 検討の対象とする史料は、主に、瀬野精一郎編『増訂鎌倉幕府裁許状集』上・関東裁許状篇、下・六波羅鎮西裁許状篇(増訂版第二刷、吉川弘文館、一九九四年)および、竹内理三編『鎌倉遺文』(古文書篇、全四十二巻および補遺全四巻、東京堂出版、一九九五年完結)に拠る。

(2) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』畝傍書房、一九四三年八岩波書店再刊、五五―五六頁。本稿では岩波書店版に拠る。

(3) その詳細については、次註を参照のこと。ここでは、和与認可裁許状に和与状が引用されることに関する諸見解を確認しておきたい。石井良助博士は、「和與認可状は下知状の形式を採る。前述の如く、和與状は兩當事者の連署状たる場合も、各當事者が別々に之を作る場合もあったが、何れの場合でも、裁判所は和與状の主旨を引用して『此上者不及異議』或は『此上者不及子細』とて、當事者の契約を承認し、且違亂なく沙汰すべき旨を命ずるのが通例であった」とされている(石井「中世武家不動産訴訟法の研究」弘文堂書房、一九三六年、二六六―二六九頁)。他方、佐藤博士の所論を前提に平山行三氏は、「後世になって、和与に関する文書が証文として提出されるばあいには、1、下知状と、2、相手から受け取った和与状、3、自分が相手に渡した和与状の写しの3通の文書が揃わないと証文として充分ではないということになる。そこで、時と共に、下知状だけで充分な証拠力を持たせたいという要求がおこってきた。この要求と平行して、和与状の内容も変化し、和与状には契約内容の一切が記され、同じ内容の和与状を訴人と論人が交換する方法になった。そうして、下知状も亦、主文の部分に和与状の主旨或は全文が盛り込まれるという後期の形式が生じた」とされている(平山「和与の研究」吉川弘文館、一九六四年、一一六頁)。

(4)

佐藤前掲書、六四～六六頁。

佐藤博士は、「前期下知状」、「過渡的下知状」および「後期下知状」の、三つのタイプに分類されておられる。因みに、佐藤博士の掲げられた関東下知状を『鎌倉幕府裁許状集』に収められた裁許状の文書番号によって改めて示すならば、次のようになる。

第一に、「前期下知状」として、「関裁―一五八」、「関裁―九一」、「関裁―一二五」、「関裁―一八七」、「関裁―一九三」および「関裁―二〇二」がある。

第二に、「過渡的下知状」として、「関裁―九五」および「関裁―一三九」がある。

第三に、「後期下知状」として、「関裁―一九七」、「関裁―二〇〇」、「関裁―二二三」、「関裁―二二六」、「関裁―二三三」「関裁―三三七」、「関裁―三三九」、「関裁―二五〇」、「関裁―二五三」、「関裁―二五八」および「関裁―二六〇」がある。

佐藤博士は、「関東下知状」において見られた和与下知状の形式上の変化は、六波羅・鎮西ではやや降って正安頃と認められる」とされ、「六波羅下知状」九通および「鎮西下知状」六通を挙げておられるが、本稿では引用を省略する。

(5)

西村安博「鎌倉幕府の裁判における和与状と和与認可裁許状について―対象史料の整理を中心に―」(『法政理論』第三十二巻第一号、一九九九年)を参照。なお、本稿では、前稿で採り上げていなかった次に示す和与認可裁許状五通を加えて検討の対象とした。したがって、検討の対象とする裁許状は、実質一五七通となる。早稲田大学文学部瀬野精一郎教授、宇部工業高等専門学校岩元修一助教授より貴重な御指摘を賜った。厚く御礼を申し上げます。

【裁許状追加分】(No)は、前掲西村稿【表二】に連関するものである。

56A	46A	34A	22A	No
鎮裁 一七	関裁 B	関裁・鎌 遺二六 一九四一	関裁 A	裁許状 典拠
有馬文書	香取大宮司家 文書	白河本東寺文 書	防長風土注進 案	出典
正安 四年 八月一八日	正安 二年 三月二八日	永仁 五年 七月一三日	弘安一〇年 一〇月二二日	裁許状日付
正安 三年 二月一日	正安 元年 二月二〇日 正安 元年 二月一九日	永仁 五年 七月五日	弘安 九年 二月二〇日	和与状日付
81	68	※		和与状 一覽対応
○宮里郡郡司八郎正有代賢智 ○下野前司入道道義代本性	○香取社領加符村領主又四郎實總 ○一分地頭多田小四郎有時	○矢野庄例名雜掌左衛門尉行高 ○地頭海老名太郎左衛門尉泰季	○那珂西郡地頭劔持孫二郎光政 ○赤羽四郎條通	訴訟当事者
薩摩	下總	播磨	常陸	論所等 国名

59A	No.
六裁 — A	裁許状 典拠
南禅寺慈聖院 文書	出典
嘉元二年 十一月二日	裁許状日付
嘉元元年 九月二五日	和与状日付
—	和与状 一覧対応
○得橋本郷(牛嶋村)地頭代乗賢	訴訟当事者
○得橋郷内佐羅別宮御供田雜掌貞清	
加賀	論所等 国名

※①「六裁—A」は、「加能史料」鎌倉Ⅱ(一九九四年)二三八頁所載。

②「関裁—A」(「防長風土注進案」第二三巻所収)は、『山口県史史料編中世Ⅱ』(二〇〇〇年刊行予定)所収。

③「関裁—B」は、「千葉県の歴史」(資料編・中世2、一九九七年)所収。

なお、「関裁—二九三」、「六裁—六三」、「鎮裁—二〇二」についても、筆者は事実上の和与が認められるケースではないかと考えているが、前掲稿【表二】には掲載していない。和与には、訴えの取り下げの要素も含まれることや、この意思を表明するために、「請文」が作成される可能性もあったことなどを検討する必要がある。又、古文書学上の「請文」・「領状」などの意義についても、再検討する余地が残されているように思われる。

(6) 実際には作成された和与状の形式や内容について裁許状が和与状を引用するにあたり、どの程度まで尊重していたのかを総合的に理解するためには、本稿では採り上げるに及んでいない他の側面による検討も要求され得ることを筆者は了解している。例えば、「関裁—三〇八」では、連署和与状(現存)の内容がほぼそのまま引用されているが、和与状原文の末尾にある「仍為末代明鏡、和与中分之状如件、」の一連の書き止め文言の部分だけは省略されていることが理解される。厳密に云えば、このようなケースをはじめとして、「和与認可の下知を申請する」というような文言などにつ

いても、その引用状況を点検しなければならないが、遺憾ながら本稿では行い得ていない。ただ、筆者は、このような書き止め文言は引用の際には、省略される場合の方がむしろ多かつたのではないかとの印象を抱いている。本稿では、さしあたり、和与状の事書部分の引用状況を見ることによって、和与認可裁許状が和与状を引用するにあたって、和与状をどの程度精確に引用しようとしていたのかの判断を得る手掛かりを得ようとするものに過ぎない。

## 一、和与認可裁許状における和与状の引用状況について

鎌倉幕府の裁判において、訴訟の係属中に和与が成立した場合、訴訟当事者による当該和与の公認の申請を承けた裁判所は、裁判所として和与を認可したという事実を明らかにするために、和与認可裁許状を両当事者に対して下付することになっており、このとき和与認可裁許状の本文には、裁判所として当該和与を公認する趣旨の文言が記載されるのに加えて、和与状の本文も引用されることが多いのである。

そこで、これまで詳細な検討を必ずしも得ていないと思われるところの、和与認可裁許状において和与状がどのように引用されているのかについてここで考えてみたいと思う。この問題については、和与認可裁許状の作成される場合には、和与状に関するどのような引用形式が採られていたのかという課題を設定することにもなるが、いま、少し見方を変えて、和与認可裁許状から訴訟人双方の和与状の内容をどのように読み取ることができるのかという観点から裁許状を改めて眺め直してみたいと思う。もちろんここでは、和与認可裁許状から読み取ることので

きるものすべてを検討の対象とする余裕を持ち合わせていないので、訴訟両当事者によって作成された和与状がどのような形で和与認可裁許状の本文中に反映されているのかという点に絞って考えていくことにしたい。

いま、和与認可裁許状から和与状の内容を理解しようとするならば、和与認可裁許状に関する以下のような分類をもとに検討することが可能となろう。ここで検討の対象とするのは、改めて云うまでもなく、関東裁許状、六波羅裁許状および鎮西裁許状のそれぞれにおける和与認可裁許状である。<sup>②</sup>

## 1 和与状の引用に関する分類および整理

(一) 訴人・論人両方の和与状の内容が引用されている場合<sup>③</sup>

(1) 両方の内容がほぼそのまま理解され得る場合

① 訴論人両方の和与状の内容が引用されているもの 該当する裁許状としては、都合二十九通がある。

関東裁許状では、「関裁—一〇九」、「関裁—B」、「関裁—二三七」、「関裁—補三一」、「関裁—二六〇」、「関裁—二六三」、「関裁—二六八」、「関裁—補三三」、「関裁—二七一」、「関裁—二七七」および「関裁・鎌遺四〇—三一〇—三五五」である。

六波羅裁許状では、「六裁—三五」、「六裁—A」、「六裁—補八」、「六裁—補一〇」、「六裁—六〇」、「六裁—六二」、および「六裁—補一二」である。

鎮西裁許状では、「鎮裁—一七」、「鎮裁—八三」、「鎮裁—補七」、「鎮裁—一一二」、「鎮裁—一一三」、「鎮裁—一二四」、「鎮裁—一六七」、「鎮裁—一七八」、「鎮裁—一八七」、「鎮裁—二二〇」、および「鎮裁・鎌遺四一—三二七—四四」

である。

いま、このケースの一つとして、「閔裁—二六三」を例示しておく。

【史料一】

天野肥後三郎左衛門尉顯茂与同次郎左衛門尉景廣相論亡父新左衛門入道觀景遺領武藏國由比本郷・遠江國奥山郷避前村  
(景茂)  
・美濃國柿御園等事、

右、就訴陳狀、欲有其沙汰之處、去月廿八日兩方和与畢、如顯茂狀者、右、(訴訟)所々者、自亡父觀景之手、去正應二年三月

卅日顯茂讓得之處、景廣号帶徳治三年六月十七日讓狀、令押領之間、就訴申、番訴陳、相互雖申子細、所詮、以和与之

儀、顯茂所得内由比本郷參分壹、但願數内等者、參分貳内付美濃國柿御園半分、避渡于景廣畢、次所載正應讓狀景廣分遠江國大結・福

澤并長門國岡枝郷等者、任讓狀、景廣知行不可有相違云云、如景廣狀者、彼所々者、自亡父觀景之手、徳治三年六月十

七日景廣讓得之處、顯茂号得正應二年三月廿日讓狀、雖番訴陳、相互以和与之儀、由比本郷參分壹、但願數内、美濃國柿御園半分、

顯茂令避之間、止沙汰畢、次号載正應讓狀景廣分遠江國大結・福澤・長門國岡枝郷者、可爲景廣分云云

者、早守彼狀、向後無違乱、相互可領知之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

正和二年五月二日

(北條照時)  
相模守平朝臣 (花押)

② 訴訟人双方の加署判による連署和与状が引用されているもの<sup>④</sup> 該当する裁許状は、都合、十六通がある。

関東裁許状では、「閔裁・鎌遺二六一—一九四一五」、「閔裁—二二三」、「閔裁—二五三」、「閔裁—補五三」、「閔裁—補三六」、「閔裁—二七五」、「閔裁—二九八」、「閔裁—三〇八」、「閔裁—三〇九」、および「閔裁—三一七」があ

る。

六波羅裁許状では、「六裁―四六」、「六裁―四七」、「六裁―五六」、「六裁―六八」、「六裁―七四」および「六裁―七七」がある。

いま、このケースの一つとして、「六裁―五六」を例示しておく。<sup>(5)</sup>

【史料二の一】

(複製書)  
「本寺聖供地頭和与状」

東大寺學侶等雜掌朝舜与美濃國西部庄地頭長井出羽法印靜瑜代禪性相論年貢事、

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、帶寺務并靜瑜狀、兩方出和与狀畢、如今年十月廿日朝舜・禪性等連署狀者、和与東大

寺領美濃國西部庄請所年貢綿綿事、合絹百壹疋・綿千拾兩綿線文別可爲辨綿分、但條結綿、藏人所斤定錢拾貳文、任舊定不可納之、自十月上旬年内悉可究濟之。此外延絹拾玖疋四文代

伍拾貫柒百文調期、右、當庄者、起自本願永觀律師之素意、爲學侶之衣服、被寄置之間、濟絹綿來之處、近曾以降地

頭請所之後、或麤品之絹、或色代之錢、連々不法年々相積之間、學侶就訴訟、重々被經御沙汰、去弘安三年見絹禁絰

絹、定分兩御下知之處、其後麤品之所濟、尙以不改善惡之相論、弥又有煩、就之更及沙汰之刻、專存潤色儀、永仁五年

改見物、被成色代畢、此上者、專守御下知、不可違失之處、動違期遲濟、越年未進連々相積之間、學侶又企訴訟、被經

御沙汰之刻、年來之不法悉以可令路顯之間、忽依可被行重科、悔先非、就歎申、所詮、見絹・見綿任弘安御下知、以美

麗之分、可調進之由、就申請、以潤色之儀、所被成見絹・見綿也、然者、任弘安御下知、以美麗爲本、永不可有麤品之

儀、爲足分兩、努々不可稱奸謀、若分兩以下濟期等事、背弘安御下知之旨、致不法之時者、更立還色代伍佰伍十五貫五

百文并延絹代伍拾貫柒百文、守永仁御下知、無懈怠可致其沙汰、此上若雖一事、背御下知、致對捍不法者、不日可被申



	年 代 区 分								
	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	建長三〇〃文應元(二二五二一六〇)	弘長元〃文永七(二二六一一七〇)	文永八〃弘安三(二二七一八〇)	弘安四〃正應三(二二八一九〇)	正應四〃正安二(二二九二一三〇〇)	正安三〃延慶三(二三〇二一〇)	應長元〃元應二(二三一一二〇)	元亨元〃元徳二(二三二一一三〇)	元弘元・元徳三〃元弘三・正慶二(二三三一一三三三)
和与認可裁許状	4	3	5	5	16	8	15	12	4
連署和与状引用裁許状	1	1	1	2	8	10	7	6	*
現存連署和与状	0	0	0	0	0	6	17	17	3
引用連署和与状	0	0	0	0	0	1	3	2	1
	0	*	*	*	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	1	2	4	1	3	2	0
	1	0	1	1	1	0	0	2	0
	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	0	0	0	0	2	1	1	0	0
	0	0	0	0	0	1	1	1	*
	0	*	*	*	0	0	0	0	0
総計	75	36	46	10	6	0	14	9	1
	4	*	3	1	*	0	0	0	0
	12	17	17	2	0	0	3	2	0
	15	17	17	3	0	0	3	2	0
	8	10	6	2	0	0	2	0	0
	16	8	3	0	0	0	4	2	0
	5	2	*	0	0	0	2	0	0
	5	1	*	0	0	0	1	0	0
	3	1	*	0	0	0	1	0	0
	4	1	*	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【表一の一】においては、「和与認可裁許状」、「連署和与状の引用された裁許状(連署和与状引用裁許状)」、「和与認可裁許状に対応し現存する連署和与状(現存連署和与状)」、そして、「現存はしないが和与認可裁許状の中に引用されている連署和与状(引用連署和与状)」のそれぞれについて、関東裁許状に関わる実数を「上段」に、六波羅裁許状に関わる実数を「中段」に、さらに鎮西裁許状に関わる実数を「下段」に記載している。また、表の上端の数字(1~12)は、時期区分の番号を示している。

次に、この【表一の一】から読み取ることのできる事実を指摘することにした。

第一に、鎌倉幕府の裁判において連署形式の和与状が最も早く現れるものは、現存するものおよび裁許状に引用されているものをあわせて見るならば、第3期に作成されたものであり、六波羅探題の認可しているケースであることが明らかとなる。<sup>6)</sup>

第二に、連署和与状は、第3期以降、幕末の第12期にいたるまで作成されていたことが明らかである。

第三に、連署和与状が裁許状に引用され始めるのが、鎌倉時代後期の第8期以降のことであること、したがってこれ以前には連署和与状が作成されることはあっても、裁許状には引用されることがなかったという事実が明らかになる。

しかしながら、第8期以降であっても、必ずしも連署和与状が引用されていたとは限らない。

例えば、第10期に分類される「鎮裁—一〇四」では、対応する連署和与状は現存しているケースではあるが、【史料二の一】から理解されるように、認可裁許状の本文では、和与の成立にともない本所領家・地頭より幕府裁判所に対して当該和与認可の申請があったことを簡明に記しているだけで、連署和与状そのものは引用されていないのである。

## 【史料二の一】

嶋津庄薩摩方伊作庄同日置郷雜掌信宗与地頭下野彦三郎左衛門尉久長代忠國相論年貢以下所務條條事、

右、就雜掌訴訟、有其沙汰之處、兩方令和与畢、仍帶今季七月廿三日日本所狀并久長學狀、可預裁許之由、所申也、此上不及異儀、早守彼狀、相互可致沙汰矣者、依仰下知如件、

文保元年九月廿四日

(北條隆時)  
遠江守平朝臣(花押)

第四に、鎮西裁許状においては、連署和与状の引用されるケースが見られないという事実が明らかになるとともに、他方、六波羅裁許状の関わる連署和与状の割合は比較的に高いことが指摘され得るであろう。<sup>(7)</sup>

③「事書条々」の形式で引用されたもの、あるいは、和与状が個別に作成されたのか連署形式で作成されたのかについては不明だが、両当事者の作成した和与状の趣旨・内容をまとめて引用しているもの該当する裁許状は、都合二十四通がある。

関東裁許状では、「関裁―九五」、「関裁―一一〇」<sup>(8)</sup>、「関裁―一三九」、「関裁―一九三」、「関裁―二〇二」、「関裁―二〇六」、「関裁―二二三」、「関裁―二二九」、「関裁―二二六」、「関裁―二二八」、「関裁―二二九」、「関裁―二三四」、「関裁―二六七」、および「関裁―二七三」である。

六波羅裁許状では、「六裁―一七」、「六裁―二二」、「六裁―二五」、「六裁―補五」、「六裁―二七」、「六裁―二九」、「六裁―補一六」、「六裁―三三」、「六裁―三七」および「六裁―四五」である。

いま、このケースの一つとして、「関裁―二〇二」および「関裁―二〇六」を例示しておく。

【史料三の一】

東寺領若狹國太良庄雜掌尙慶与地頭若狹二郎忠兼代良祐相論所務條々、

勸農事、

百姓名爲陸名由事、

助國名事、

柒段參百步島事、

依地頭非法百姓等難安堵事、

公田壹町事、

末武名事、

公文職并藥師堂馬上免田島事、

本百姓外宛行別役於脇在家事、

地頭佃米事、

大蕪事、

右、條々、任六波羅執進永仁二年四月和与狀、相互可致所務沙汰者、依鎌倉殿仰、下知如件、

永仁三年五月七日

(北條宣時)  
陸奥守平朝臣 (花押)

(北條貞時)  
相模守平朝臣 (花押)

【史料三の二】

日吉社領出雲國柒治郷雜掌与一方地頭治郷雜大輔  
顯權朝臣代左衛門尉行康相論所務余々事、

右、就訴陳狀、欲有其沙汰之處、去月廿七日兩方出和与狀畢、如彼狀者、於田島各壹町者、可避渡于地頭、至其外下地

者、令中分<sup>云々</sup>、然則、任彼狀、可令領知也者、依鎌倉殿仰、下知如件、

永仁四年九月五日

(北條宣時)  
陸奥守平朝臣(花押)  
(北條貞時)  
相模守平朝臣(花押)

(2) 訴論人いずれか一方の和与状の内容が詳細に引用されるもの、もう一方の和与状の内容が例えば「子細同前」などのような形式が採られることよって引用の省略がなされている場合

④ 訴人の和与状は引用されているものの、論人の和与状については省略されているもの  
該当する裁許状は、都合二十三通がある。

関東裁許状では、「関裁一六七」、「関裁一九七」、「関裁一三三九」、「関裁一三五八」、「関裁一三五九」、「関裁一三二二」、「関裁一三三〇」、「関裁一三〇七」、および「関裁一三三〇」である。

六波羅裁許状では、「六裁一三六」、「六裁一四〇」、「六裁一四九」および「六裁一六四」である。

鎮西裁許状では、「鎮裁一〇〇」、「鎮裁一六九」、「鎮裁一八四」、「鎮裁一〇〇〇」、「鎮裁一〇〇八」、「鎮裁一九一」、「鎮裁一九八」、「鎮裁一九九」、「鎮裁二〇〇」および「鎮裁二〇九」である。

いま、このケースの一つとして、「関裁一三三九」を例示しておく。

【史料四】

東大寺領伊与國弓削嶋雜掌榮實与地頭代佐房相論所務条々事、

右、如去二月廿九日六波羅注進狀者、召調訴陳狀之處、今年正月十八日兩方出和与状之間、彼狀并訴陳狀具書等相副目

六進上云々、如榮實狀者、(訴人)所務以下条々、就正元・永仁御下知、雖番訴陳狀、斷未來之煩、爲停當時之論、所和与也、田畠・山林・塩濱等相分下地、於參分貳者、可爲領家分、至參分壹者、可爲地頭分、次網場三箇所内壹所嶋尻者、可爲領家分、壹所釣濱浦者、可爲地頭分、壹所邊屋路嶋者、網以下所出、隨出來、預所并地頭可致半分沙汰也、固可守此旨、若於令違背者、可被處罪科云々、取賅、如佐房狀者、(論人)子細同前者、當嶋者、地頭小宮三郎兵衛尉景行并左衛門四郎茂忠之時、依及所務之相論、可守新補率法之由、正嘉三年出和与狀之間、任彼狀、可致所務之由、正元々年被裁許之上、永仁四年重可守正嘉和与之由、被成敗畢、今又兩方出和与狀之間、旁不及異儀、然則、任和与狀、向後相互可致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

乾元二年閏四月廿三日

(北條時時)  
相模守平朝臣依御禁止  
不被加御判  
(北條時村)  
武藏守平朝臣(花押)

⑤論人の和与状は引用されているものの、訴人の和与状については省略されているもの  
該当する裁許状は、都合十九通がある。

関東裁許状では、「関裁—二〇一」、「関裁—二五〇」、「関裁—二七二」、「関裁—補三七」、「関裁—二九四」、「関裁—三〇四」、「関裁—三二〇」および「関裁—三三二」である。

鎮西裁許状では、「鎮裁—二八」、「鎮裁—九八」、「鎮裁—一一五」、「鎮裁—一四四」、「鎮裁—一五九」、「鎮裁—一六六」、「鎮裁—一七二」、「鎮裁—一七三」、「鎮裁—補一八」、「鎮裁—一九二」および「鎮裁—一九六」である。  
いま、このケースの一つとして、「鎮裁—一二五」を例示しておく。

【史料五】

河上社雜掌禪勝與赤自三郎藏人 法師（論人）女子藤原氏相論當社一切經會免田小柳田地七段三丈神役事、

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、今年八月二日兩方和与訖、如氏女狀者、雜掌則彼神役者、每年米三斛也、善願女子藤

原氏女對捍所役之由申之、氏女亦任往古之例、錢三百文外、更無他事、於彼三百文者、守先例、每年無懈怠之條、年々

返抄明白之由陳之、所詮、且依敬神之旨、且存公平儀、爲全將來所役、錢五百文、不論損否、和与治定之上者、向後止

訴訟之儀、互不可有異論（取、意、禪勝狀子細同前、此上不及異儀、互守彼狀、可致沙汰矣者、依仰下知如件、

元應元年十月十六日

（北條隆時）  
前遠江守平朝臣（花押）

⑥ 訴論人の少なくとも一方の和与状の内容は引用されているものと推測され得るもの 該当する裁許状は、都合五通がある。

関東裁許状では、「関裁—二三八」、「関裁—二八九」および「関裁—補三八」である。六波羅裁許状では、「六裁—五三」および「六裁—五四」である。

(二) 訴論人のいずれか一方の和与状の内容のみが引用されている場合

⑦ 訴人の和与状のみが引用されているもの 該当する裁許状は、都合四通がある。

関東裁許状では、「関裁—六四」および「関裁—二〇〇」である。鎮西裁許状では、「鎮裁—一〇三」および「鎮裁—一二八」である。

いま、このケースの一つとして、「関裁一六四」を例示しておく。

【史料六】

越後國奥山庄預所右(藤原)近將監尙成与地頭兵衛三郎時茂相論条々、(高井)

一、檢注事、

一、年貢納法事、

一、大津問事、

一、口米事、

一、地頭別進并夫領綱丁志不可爲例事、

右、条々、雖遂對決、尙成与时茂令和与畢、如尙成去九月廿七日和与狀者、京定御米佰石(色代時者、石)別錄(拾兩別錄、御服拾兩別錄、御依拾兩別錄、先例依爲請所、不可有預所入部之狀、令停止畢、地頭志不可爲例、夫領綱丁以同地頭成和与儀、申上領家之處、被聞食之由、被仰畢、子々孫々不可有相違云々取、者、任彼狀、可致沙汰之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

仁治元年十月十日

(北條兼時)  
前武藏守平朝臣(花押)

⑧論人の和与状のみが引用されているもの 該当する裁許状は、都合二通がある。

鎮西裁許状では、「鎮裁一〇六」および「鎮裁一六三」である。

いま、このケースの一つとして、「鎮裁一〇六」を例示しておく。

【史料七】

上神殿次郎太郎祐繼法師(伊集院氏)与(院)□郡司□繼法師(伊集院氏)相論薩摩國伊集口内山下上神殿土橋以下田畠・屋敷・荒野等事、

右、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、兩方出和与状訖、爰如嘉元四年三月十二日迎念狀者、和与、薩摩國伊集院内買地所所

田園・荒野等事、迎念与次郎太郎入道殿雖番訴陳、所詮、以穩便之儀、所令和与也、於田園并荒野等員數者、別注文明

白也、仍任彼注文之旨、相互至子々孫々、無違乱可被領知、將又上神殿事、雖申子細、如此和与上者、向後止之畢云、

如同日注文者、注進田園等事、一所山下田町四段、一所五段(下神殿内)、一所六段(土園内)、一所參段(下神殿内)、一所常念

一所參段(同名内類同)一段、一所邊保木壹段廿中、一所園・荒野等事、一所山下三箇(在荒野)、一所薩摩迫園(在荒野)、一所常念

居園、四至、限東堀、限西常住中垣根、限南道、限北本垣根云云、爰迎祐捧彼状等、可被裁許之由、依令申、被尋尋下

迎念之處、如正和二年十月廿八日迎念請文者、迎祐申、薩摩國伊集院内買得地和与有無事、去七月十二日御教書案并催

役状、謹下給畢、迎念所帶當院郡司職以下所領等者、先年之比讓与子息弥五郎宗繼之間、宗繼代官長賢適令在津之上者

可申子細云云、如同十二月日長賢狀者、迎祐具祖父迎佛・祖母法阿及母堂紀氏等状、構(出)謀書、致非訴之間、迎念備進

關東御(下)文以下證據、相番三問答訴陳畢、而迎祐稱和与之由、雖望申御下知、如所進注文案者、國郡之名字不載之上、

常念居園事、不番訴陳之處、注載之間、疑殆不少、迎祐謀書罪科顯然之上者、和与有無事、非信用之限、早續整本訴陳

具書等、可預裁許云云、於和与之篇者、迎念不及異論、寄事於子息(無脱力)繼、擬令改變之条、非奸曲欵、(二)次不載國郡名

字於注文之由、長賢雖申之、書載和与状之上者、不能繆難、(是)次常念園事、不番訴陳之處、載和与注文之条、有疑

殆之由、同令申之處、止相論、及和与之時、相加彼園之条、迎念状文炳焉之上者、不及其難之旨、迎祐所申不乖理致欵、

(是)所詮、就迎祐申状、迎念捧請文之上者、稱(私)和与、輒難改變之間、宗繼申状非沙汰之限、然則、於彼田畠・荒野等

者、守迎念和与状、迎祐可令領知也者、依仰下知如件、

文保二年三月十二日

(北條隆時)  
遠江守平朝臣御判

⑨ 訴人による避文あるいは請文などが引用されているもの 該当する裁許状は、都合五通がある。

関東裁許状では、「関裁―一四〇」および「関裁―補三五」である。鎮西裁許状では、「鎮裁―二四」、「鎮裁―二六」および「鎮裁―五一」である。

いま、このケースの一つとして、「関裁―一四〇」を例示しておく。

【史料八】

駿河彦四郎有政与姉平氏号外、相論亡父時賢遺領武藏國比企郡南方石坂郷内田・在家事、

右、就訴陳狀、欲有其沙汰之處、如有政去年十二月廿六日避狀者、任女子等所帶讓狀、可去与云々、爰如氏女所進建長

六年八月廿四日・文永八年九月十日讓狀者、石坂郷内惠加佐次郎在家・同田壹町五段・右衛門太郎在家・同田壹町云々

者、任彼狀、向後無違乱可令領知之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

建治三年正月日

(北條義政)  
武藏守平朝臣

(北條時宗)  
相模守平朝臣(花押)

⑩ 論人による避文あるいは請文などが引用されているもの 該当する裁許状は、都合七通がある。

関東裁許状では、「関裁―一〇八」および「関裁―二九七」である。六波羅裁許状では、「六裁―四二二」および「六裁―四三三」である。鎮西裁許状では、「鎮裁―三三」、「鎮裁―四四」および「鎮裁―一〇一」である。

いま、このケースの一つとして、「六裁―四二二」を例示しておく。

【史料九】

(吳筆)  
「南部庄自正安三年至嘉元三年年貢未進御下知状」

高野山蓮花乘院學侶等申、紀伊國南部庄地頭代助顯不弁寺用由事、

右、就學侶等之訴、有其沙汰之處、如去月廿二日助顯狀者、季貢未進事、於員數者、雖參差之子細候、未進之条者勿論候、仍可遂結解<sup>云々</sup>者、助顯出承伏状之上者、任申請、可被遂結解之由、可預許之旨、學侶等所申有其謂欵、然則、於自正安三年迄嘉元三年之季貢者、遂結解、可究濟于學侶等之狀、下知如件、

徳治二年季十二月廿四日

(金筆貞顯)  
越後守平朝臣(花押)

(三)主に和与の成立した事実あるいは訴論人によって和与状が幕府裁判所に提出された事実が記載されている場合

(11) 該当する裁許状は、都合二十三通がある。

関東裁許状では、「関裁―五八」、「関裁―九〇」、「関裁―九二」、「関裁―九二五」、「関裁―補一八」、「関裁―一四七」、「関裁―補二〇」、「関裁―A」、「関裁・鎌遺二二―一六六七六」、「関裁―一八〇」、「関裁―一八三」、「関裁―一八七」、「関裁―一九〇」および「関裁―二〇八」である。

六波羅裁許状では、「六裁―一二」、「六裁―二〇」、「六裁―補三」および「六裁―二六」である。

鎮西裁許状では、「鎮裁―八」、「鎮裁―九」、「鎮裁―一六」および「鎮裁―一〇四」である。  
いま、一つのケースとして、「六裁―二〇」を例示しておく。

【史料一〇】

(伴頼廣)  
東大寺領美濃國南部庄雜掌慶舜与地頭代迎連相論年貢絹百壹疋分兩事、

右、就訴陳狀、擬糺明之處、可爲四兩三分之由、去年十二月十四日兩方出和与狀畢者、早任彼狀、可致沙汰之狀如件、

弘安四年二月廿三日

左近將監平朝臣(花押)

陸奥守平朝臣(花押)

(四)和与狀の引用狀況が明らかでない場合 (12)

該当する裁許状は、「六裁―補一三」の都合一通である。

(五)その他

(1)裁許状に、和与狀の内容が引用されるのと同時に、当該訴訟の経過についても引用されたり、あるいは当該訴訟および和与に対する裁判所による判断が記載されているもの

訴訟の経過について引用されている裁許状として、関東裁許状では、「関裁―九二二」、「関裁―九五」、「関裁―二六八」の都合三通が見える。六波羅裁許状では、「六裁―二五」の都合一通が見える。鎮西裁許状では、「鎮裁―一三三」、「鎮裁―一六三」の都合二通が見える。

また、裁判所による判断内容が記載されているものとして、「関裁―二三九」の都合一通が見える。

(2)六波羅探題あるいは鎮西探題によつて関東へ訴訟が移管された後に和与が成立した事実が明らかにされたり、あるいはそれぞれの裁判所において和与が成立したのちに、関東において認可裁許状が下付された事実が明らかになるもの

六波羅探題による和与狀の注進がなされたケースとして、「関裁―二〇二」、「関裁―二七三」、「関裁―補三六」、

「関裁―二七五」、「関裁―三二七」の都合五通が見える。

六波羅探題によって訴訟(「訴陳」手続)が移管されたのちに和与が成立したケースとして、「関裁―二二三」、「関裁―二八二」の都合二通が見える。ただし、「関裁―二八二」では、訴陳の経過について判決本文中には記載されず、引用された和与状の中に述べられている。

鎮西探題によって訴訟(「訴陳」手続)が移管されたのちに和与が成立したケースとして、「関裁―補三三」の都合一通が見える。

守護によって和与状あるいは請文等が注進されたケースとして、「関裁―一一〇」、「関裁―補三五」、「関裁―三〇八」、「関裁―三〇九」の都合四通が見える。

得宗方における訴陳手続の中で和与が成立し、当該和与の認可が幕府裁判所に申請されたケースとして、「関裁―二七一」の都合一通が見える。

(3) 和与状以外の文書が詳細に引用されているもの

例えば、「鎮裁―補七」に見えるように、訴訟人の和与状に加えて、争点に関わる重要な証拠文書として讓状が詳細に引用されている。

他方、和与の成立した経緯については裁許状の本文の冒頭に「右、就訴陳状、欲有其沙汰之處、(○月○日)兩方(相互)出和与状畢」と簡明に記されるだけの場合が一般的であり、和与状の原文の中には訴訟経過の記載されるケースも見られるもの<sup>⑩</sup>、裁許状の判決文中に訴訟経過が詳細に記載されるケースはあまりみられない。参考までに、裁許状の中に訴訟経過が記載されているケースについて挙げておくことにしたい。

第一に、前訴における論人によって越訴（再審理手続請求）のなされた後、和与が成立したケース「関裁―補三七」では、使節の派遣される前に和与が成立した状況が読み取れる。

第二に、前訴における論人によって覆勘手続の請求がなされた後、再審理手続の進行中に和与の成立したケースとして「六裁―六二」が見える。

第三に、和与の成立した後の認可申請手続の詳細について記載されているケースとして「六裁―六八」が見える。第四に、和与認可手続において訴訟当事者間で当該和与が事実であるのか否かについての争われた状況を窺い知ることのできるものとして、「鎮裁―一〇六」が見える。これは、和与認可手続の一端を垣間見させてくれる貴重な史料として理解され得るのである。<sup>11)</sup>

## 2 小括

そこで、(一)～(四)に関する検討結果について、その概観の理解を得るためにまとめた【表一の二(1)】～【表一の二(4)】、および②のタイプの連署和与状に関する年代別分布を示した前掲【表一の二】に基づいて、若干の検討を行うておきたい。

【表一の二(1)】（関東裁許状・六波羅裁許状・鎮西裁許状に関する）

1	承久三	寛喜二	(二二二一三〇)	年	代	区	分
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0
1							



【表一の二(3)】(六波羅裁許状に関する)

1		年 代 区 分	
承久三〜寛喜二(一二三二―一三〇)	0	①	
	0	②	
	0	③	
	0	④	
	0	⑤	
	0	⑥	
	0	⑦	
	0	⑧	
	0	⑨	
	0	⑩	
	0	⑪	
	0	⑫	

  

総 計		年 代 区 分	
12 元弘元・元徳三〜元弘三・正慶二(一二三二―一三三)	10	0	①
11 元亨元〜元徳二(一二三二―一三〇)	10	1	②
10 應長元〜元應二(一二三一―一二〇)	14	0	③
9 正安三〜延慶三(一二三〇―一一〇)	9	1	④
8 正應四〜正安二(一二九一―一二三〇)	8	1	⑤
7 弘安四〜正應三(一二八一―一九〇)	3	0	⑥
6 文永八〜弘安三(一二七二―一八〇)	2	0	⑦
5 弘長元〜文永七(一二六一―一七〇)	0	0	⑧
4 建長三〜文應元(一二五二―一六〇)	2	0	⑨
3 仁治二〜建長二(一二四一―一五〇)	2	1	⑩
2 寛喜三〜仁治元(一二三二―一四〇)	14	0	⑪
	0	0	⑫



		年 代 区 分												
総 計		12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2		
		元弘元・元徳三・元弘三・正慶二(一三三一一三三)	元亨元・元徳二(二三二一一三〇)	應長元・元應二(二三一一一二〇)	正安三・延慶三(二三〇一一一〇)	正應四・正安二(二九一一三〇〇)	弘安四・正應三(二八一一九〇)	文永八・弘安三(二七一一八〇)	弘長元・文永七(二六一一七〇)	建長三・文應元(二五一一六〇)	仁治二・建長二(二四一一五〇)	寛喜三・仁治元(二三一一四〇)		
	①	2	4	4	1	0	*	*	*	*	*	*		
	②	0	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*		
	③	0	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*		
	④	1	3	5	0	1	*	*	*	*	*	*		
	⑤	0	8	2	1	0	*	*	*	*	*	*		
	⑥	0	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*		
	⑦	0	1	1	0	0	*	*	*	*	*	*		
	⑧	0	1	1	0	0	*	*	*	*	*	*		
	⑨	0	0	1	2	0	*	*	*	*	*	*		
	⑩	0	0	2	1	0	*	*	*	*	*	*		
	⑪	0	0	0	2	2	*	*	*	*	*	*		
	⑫	0	0	0	0	0	*	*	*	*	*	*		

まずはじめに、和与認可裁判状に和与状の引用される際のタイプについていえば、①～⑤のタイプの採られることの多いことが理解される(表一の二(1))。すなわち、このことから、和与を認可する裁判状には、訴訟当事者による和与状の内容を程度の差はあれ、可能な限り具体的な形で引用されるケースの多かつたことが推測されるであろう。

ならば、かようなタイプの和与認可裁許状が鎌倉時代を通じて一般的であったのか否かといえ、必ずしもそうではないようである。④あるいは⑦のタイプのような一方当事者による和与状の内容を中心に引用するもの、あるいは、⑩のタイプのように和与の事実や取意文を簡略的に記載する形式を採用するのが早い時期に現れているが、この状況と比較対照させる意味でも、いま、とりわけ①あるいは②のタイプに着目するならば、これらのタイプが事実上の定着をみるものと考えられるのは第7〜8期以降のことであり、したがって、和与状の形式が個別あるいは連署の形式を採るにせよ、裁許状の中に両通の内容が具体的に引用されるようになるのは、どうやら鎌倉時代後期になってからのことなのである。

他方で、和与状両通をまとめて具体的な内容を示すタイプの③あるいは和与の事実や取意文を簡略的に示すタイプの⑪は、鎌倉時代前・中期および後期の半ばまでは見られるものの、幕末にいたる間には減少しているようである。

以上より、鎌倉時代後期の和与認可裁許状では、訴訟両当事者の和与状の内容を詳細に引用する傾向にあることが理解されるのである。また、このことは、④あるいは⑤のタイプが第8期以降に集中して現れることも矛盾しないことを付言しておきたい。訴訟一方当事者による和与状の引用が省略されるような場合には、省略される方の和与状の内容が、もう一方の和与状の内容と同様のものであるということを取って明文化するという工夫が施されているからである。

このことを踏まえて、次に②のタイプである連署和与状について指摘しておきたい。連署和与状が和与認可裁許状の中に引用され始めるのは第8期にあたるが、すでに述べたように、実はこれ以前の第3期には連署和与状自体

は作成されていたことが理解される（表一の二）。いま、連署和与状の実数の時代的推移を見るために、「現存連署和与状」と「引用連署和与状」とを合わせるならば、第8期以降に急増することを読み取ることになる。したがって、第8期以降には、和与状が作成される場合には、連署形式のものが採用されるケースが増加したということがいえるであろう。

このことからすれば、第8期以降になると、連署和与状の作成されるケースも増加傾向に転じることによつて、和与認可裁判状の中にもおのずと連署和与状が引用されるケースも多くなつたという説明が可能となろう。

以上は、和与状を裁判状に引用する裁判所の立場から眺めたことになろうが、他方で、和与状を作成する立場の訴訟当事者の側に視点を移すならば、やはり、和与の主旨としては同内容のものであるにもかかわらず、それぞれが独自に通ずつ作成した和与状を相互に交換するという方法に工夫を加えるべく新たな方法が模索されていたのではないかと考えられるのである。だとすれば、訴訟両当事者が、同内容の和与状を同時に作成し、これを直ちに交換するというための最善の方法がまさに、「連署形式」の和与状に求められたのではなからうか。相互に連署和与状を作成さえすれば、個別に和与状を作成したときには起こり得るところの、例えば「鎮裁―二八」に見えるような和与状の交換・認可申請手続における煩雑さなどを回避することにもつながって来るように思われるのである。

鎌倉時代後期には、和与状両通の内容が具体的な形で裁判状の中に引用される傾向が強くなるということが明らかにしたことにより、本稿冒頭に掲げた佐藤説についても肯定的な理解が可能となろうが、他方で、あらゆる和与状がそうでなかつたにせよ、「連署形式」の和与状が作成されるケースが増加しているという事実についても、

あわせて考慮に入れられるべきではないかと考えられるのである。

最後に、その他の点について蛇足的に付け加えておきたい。一つには、六波羅裁許状では、④のタイプは見られるものの、⑤のタイプが見られないこと、二つには、鎮西裁許状では、対応する連署和与状は現存するが、②のタイプにいう連署和与状の引用されているケースは見られないこと、また、③のタイプも見られないことから、①あるいは④・⑤のタイプが一般的に採用され得たものであるように思われる。

(註)

(一) 「三浦家文書」徳治二年五月九日関東御教書(鎌倉遺文)三〇―三二九六四)、傍線は筆者に依る。

平子如円与弟彦六郎重有相論、周防國仁保・多々良庄等内田畠事、下知狀兩通和与狀兩方如此、早可給彼輩也者、依仰執達如件、

徳治二年五月九日

(北條宗重)  
陸奥守 (花押)  
(北條顯時)  
相模守 (花押)

「当事者から幕府に提出する和与状には、担当奉行二名が「為後証」加判して下付するという制」(佐藤進一、第一章(註)(2)所引書、五六頁)、すなわち和与状裏封が見られる場合もある。この点について、佐藤博士は、鎌倉時代後期になると、和与状には裏封のなされるケースが増加することを指摘されておられるが、幕府裁判所の取り扱った和与状に関して検討を行った結果、筆者も概ね首肯している。八七頁注(5)所引西村論文(四―四三頁)の参照を乞いたい。

(2) 「閔裁―補一九」、「閔裁―二一四」および「鎌遺三三―二四九六〇」はそれぞれ「閔裁―一四七」、「閔裁―二二三」および「鎮裁―六九」と重複する文書として理解し、分類の対象には入れなかった。したがって、検討対象の裁許状の総数は一五七通となる。

(3) 裁許状の事書から訴人および論人を読みとる場合の原則などについては、近藤成一「鎌倉幕府裁許状の事書について」(菅川完一編『古代中世史料学の研究』下、吉川弘文館、一九九八年)を参照のこと。なお、以下分類・整理を試みた際に、その典型の一つとした裁許状を掲げることにしたい。その際、和与状の引用部分には、傍線を付し、また、訴論人の区別を示した。

(4) 連署和与状については、(1) 訴論人の連署加判によるもの、(2) 一方当事者側の数名が連署して作成したもの(他方当事者による加署判は行われていない)という理解が可能となろうが、本稿では、(1)の形式によるものを連署和与状として取り扱うことにしたい。

(5) ここで分類したような、連署和与状を引用するタイプの和与認可裁許状では、一通の連署和与状の内容が詳細に引用されるのが一般的であるが、いま例示した裁許状では、雑掌・地頭代による連署和与状一通の内容と同時に、和与の内容を確実に履行することを約す旨を記した地頭代による「請文」もが引用されていることは注目すべきことであろう。通常ならば、和与の成立にとまない、連署和与状を訴訟当事者それぞれが保管することで事足り得たことになるが、このケースでは、さらに、地頭代が雑掌に対して一方的に請文を提出することで一つの和与として完結していることになるからである。地頭側の年貢滞納に帰因するこの種の訴訟では、実質的には地頭代による雑掌に対する請文一通で和与が成立し得ることになろうが、連署和与状を互いに作成した上で、雑掌があえて地頭代の請文を受け取っているのは、

連署和与状によって相互間で契約内容を確認しあつたことを強調するとともに、請文によって不利な立場にある地頭代に対して契約内容の履行を強制するためでもあつたものと考えられる。このように、和与認可の対象として、和与状のみならず請文もその対象とされ得たことは、訴訟当事者間に成立した和与の状況をそのままの形で裁判所が認めていたという推測をより一層可能とするものではなからうか。

このことについては、地頭代・雑掌による連署和与状が作成されながらも〔鎌遺〕一九―一四二一四、これを認可する裁許状(「六裁―二〇」)では当該和与の事実についてのみ触れられるに止まり、和与の履行を約した地頭代側の請文(「鎌遺」一九―一四二二五)については言及されていないという事実ともあわせて検討すべきであると思われる。訴訟当事者が裁判所に対して和与の認可を申請するときに、和与状のほかに請文も同時に提出した場合には、裁判所の側としては和与状および請文を認可の対象として裁許状の中に引用していたとの推測も可能であろうし、あるいはかりにそのような場合であっても、鎌倉時代の後期にならなければ、提出された文書の詳細な引用はなされ得ないとの推測も可能とならう。「六裁―二〇」のケースについていえば、筆者はどちらかといえば、前者の説明をもとに、そもそも地頭代の請文が裁判所に提出されていなかったのではないかと推測されている。

(6) 本所領家と御家人との間の訴訟処理が多いことによるのではないかと推測される。次注(7)をも参照。

(7) いま、この事実が意味する点について詳論を展開する余裕はないが、やはり、六波羅探題それ自体の性格と期待されていた訴訟処理機能との問題を避けて通ることはできないように思われる。いま、本所領家と地頭御家人間の訴訟において連署和与状の作成されているケースを見るならば、関東裁許状で十五件、六波羅裁許状で九件、鎮西裁許状で一件の総計二十五件であるという事実は、連署和与状の作成されたケースの総数が二十九件であることからすれば、連署和

与状は本所領家対地頭御家人間の訴訟で多用される傾向にあったことは明らかであろう。このことを前提にして、六波羅探題では本所領家と地頭御家人との相論が取り扱われることが多いという事実とを併せて考えるならば、六波羅探題の取り扱う和与認可の対象となる和与状はやはり連署形式のものが割合的に多くなったのではないか、という印象を筆者は抱いている。

(8) 和与における分文の内容が引用されているが、このケースも含めることにした。

(9) 「六裁一六八」(次掲史料)あるいは「六裁一補八」では、通常では裁許状の本文の冒頭に記載されることの多い文言が、まず、本文に和与状の内容が引用されたのちに、本文の後半末尾に記載されているという形式を採る珍しいケースである。

### 【史料】

東寺勸學會新所安藝國三田郷雜掌行胤与當郷惣領地頭市河又五郎入道行心代頼行相論年貢・所務・檢注以下事、右、如去八月廿七日兩方連署狀者、右、當郷者、爲勸學新所、御寄附當寺以後、云所務、云年貢、地頭令抑留之由、雜掌訴之、地頭亦無抑留儀之子細陳之、仍番一問答之訴陳、兩方以和与之儀、相互所止訴訟也、然則、於向後者、止惣檢以下雜掌入部所務、爲地頭一円請所、以每年拾貳貫錢貨、爲地頭沙汰、十二月中可運送于寺家、更々不可有不法懈怠、若背此狀、過約月、致未進對捍者、破請所之儀、雜掌直可致所務云々、而如學頭頼實法印同月廿八日狀者、和与狀進之、子細見狀云々、如行心子息行氏同七月廿三日狀者、可和与之由、申合代官頼行畢、且親父行心可進上學狀之處、多年中風所勞之間、行氏言上云々者、就訴陳狀、擬有其沙汰之處、和与之上、不及異儀歟、然者、任彼狀、相互可致沙汰之狀、下知如件、

嘉暦二年後九月七日

(常葉範貞)

越後守平朝臣 (花押)

(金澤貞光)

武藏守平朝臣 (花押)

(10) 例えば、「六裁―六四」では、訴訟人それぞれが別個に訴訟を提起していたが、双方による訴訟手続が併合されたのち、訴訟手続の進行中に和与が成立した事実を読み取れる。

(11) この点については、筆者はすでに、西村安博「鎌倉幕府の裁判における「和与」について」(法制史学会第五十一回総会における研究報告、國學院大学、一九九九年四月一〇日)において採り上げた。

(12) この理由についてはいま詳論する用意がないので、六波羅裁許状の性格あるいは文書自体の形式の問題ともあわせて、別の機会に考えてみたいと思う。

## 二、裁許状における和与状の引用実態の一面

これまで見てきたように、多くの場合、和与状は和与認可裁許状に引用されており、引用のされ方についてはいくつかの分類が可能であった。ここでは、さらに、和与状が引用される場合には、和与状の原文にどの程度忠実であったのかについて検討してみたいと思う。

和与状が裁許状に引用される場合、当該裁許状がどの程度、和与状の内容に忠実かつ精確に引用しているかを判

断するためには、対応する和与状が現存している場合に限り可能となるが、このときには、和与状の原文と引用されている部分とを比較対照させることによって、引用されている部分の精確さや省略の程度について明らかにすることができる。この作業を試みるからこそ、裁許状における和与状の引用実態を探るための有効かつ最重要な課題だと考えられるが、本稿では、かような課題に迫り得る一つの視点として、和与状の事書について限定し、和与状が裁許状に引用されるにあたって、和与状の本文と同様に事書についてもそのままの内容で引用されているケースがどの程度存在するのか、という問題にアプローチしてみたいと思う。裁許状の中に和与状の事書もが引用されていることから、直ちに、和与状の引用の忠実度あるいは精確さを判断することにはつながらないが、和与状の事書もが引用されているケースの中には、同時に和与状の本文（作成日付および作成した訴訟当事者の署判を除く）<sup>①</sup>が忠実に引用されているものの少なくないこともまた事実であり、したがって、本稿の試みによって裁許状における和与状の引用実態について<sup>②</sup>の一端を把握することも可能であろうと考えられるからである。

本稿では、次のような作業を行うことにしたい。

第一に、和与状の事書の内容について点検する。さらに、和与認可裁許状に引用された和与状の中からでしかその事書を窺い知ることのできない場合における和与状と、現存する和与状とを総合した上で、これをもとに和与状の事書の形式について検討を行う。<sup>③</sup>第二に、裁許状の中に引用された和与状の事書と和与状原文における事書との関係を検討する。第三に、訴訟当事者のそれぞれが作成した和与状の両通が判明する場合に着目した上で、和与状両通の事書の対応関係を点検してみる。

(註)

(1)

一事書の部分のみが省略されて、和与状の本文がほぼそのまま引用されているものと考えられる場合もいくつか見られるが、本稿では原則として、「事書」もが引用されている裁許状に限って抽出を試みている。このため、和与状引用の忠実度や精確さを測り得る他の要素をも視野にいられた検討は、本稿では行われていない。この点については、他日を期したい。なお、本稿で採り上げることになる和与状事書の形式や内容については、和与認可裁許状の形式や本文構成ともあわせて概説がなされているが(平山前掲書、一〇四―六頁)、本稿では、和与状が裁許状に引用される場合の、主に「形式上」の変化について、平山氏による分析をもとにさらに具体的に検討していくことになる。

参考までに、和与認可裁許状に対応する和与状が現存する場合に限って、和与状原文の本文と裁許状の本文に引用されている和与状とを突き合わせてみた結果について、記しておきたい。ただし厳密に校合するための作業までは行い得ていないので、あくまで大雑把な比較検討の域を出るものではない。

以下にいう和与状の本文とは、和与の内容を詳細に記載している部分のことを意味するのであって、例えば「為後代之(亀鏡)和与状如件」などのように、形式的には和与状の末尾に据えられることの多い書き止め文言の部分を除くものとする。

(1) 和与状の本文がそのまま引用されていると考えられるケース

「関裁―三〇八」・「関裁―三〇九」・「関裁―三二七」(いずれも連署和与状の引用されているケースである)、「六裁―三五」・「六裁―四六」・「六裁―六四」・「六裁―補二」・「鎮裁―一〇六」・「鎮裁―一六三」・「鎮裁―一六六」・「鎮裁―一七八」

- (2) 若干の省略が見られるケース
- 「閔裁―二〇〇」・「閔裁―二七五」・「閔裁―二八六」(以上は、和与状事書のみが省略されているケースである)、「閔裁―二二三」(和与状事書における頭書の「和与」のみが省略されているケースである)、「閔裁―三二〇」、「六裁―六八」、「鎮裁―一七」、「鎮裁―六九」、「鎮裁―一六七」、「鎮裁―補一八」、「鎮裁―一八七」、「鎮裁―一九八」
- (3) 引用された和与状に若干の文言が付加されているケース
- 「鎮裁―一二二」(和与状原文の事書には記載のない頭書の「和与」の語が付加され、引用されているケース)
- (4) 和与状本文における条々事書のみが引用されているケース
- 「閔裁―二〇二」、「六裁―一七」
- (5) 和与状の要点が摘録(「取栓」)されているケース
- 「閔裁―六四」、「閔裁―A」、「閔裁―二八二」、「閔裁―三三九」
- (6) 現存和与状が引用されていないケース
- 「閔裁―三三〇」、「六裁―補八」、「六裁―六二」
- (7) 和与状の引用状況を理解することが困難であるケース(裁許状の前欠等によるもの)
- 「六裁―補一三」、「鎮裁―一九一」
- 以上の他に、訴訟当事者双方の和与状の内容がまとめて引用されているケースあるいは和与状の趣旨あるいは和与の事実のみが記載されているケースもあるが、これらについては本文において挙げた通りである。
- (2) 鎌倉幕府の裁許状の事書について、その歴史的な変化や意義について、閔東裁許状に素材を限定して検討された実証

的な業績として近藤成一前掲論文を得ている。

- (3) 引用されている和与状の正文あるいは案文が現存する場合には当該和与状の記載内容(事書)と引用されている事書との相違を点検することになるが、他方、当該裁許状に対応する和与状の正文あるいは案文がともに現存しない場合には、和与状の原文がそのまま引用されているものと仮定して、引用されている和与状の事書を抽出することにした。

#### 1 和与状の事書に関する史料の分類および整理

そもそも和与状がどのような事書をもっているのかを知るためには、和与認可裁許状(正文あるいは案文)の中に引用されているものを見るか、あるいは現存する和与状(正文あるいは案文)を見ることになろう。

そこで、いま、裁許状中に引用された事書と和与状の事書との関係を検討するための前提作業を行うために、和与認可裁許状に関して、次のような分類を施すことにしたい。

- ① 少なくとも訴訟人いずれか一方の和与状が現存し、なおかつ裁許状中にも少なくとも一方の和与状の事書もが引用されている場合
  - ② 現存する和与状からのみ、その事書を窺い知ることができる場合
  - ③ 裁許状に引用された和与状の事書によってのみ事書を窺い知ることができる場合
- そこで、①～③のそれぞれから得られるデータを次に示すことにする。

【表二】に関する凡例として、左に掲げておくことにする。

- (a) 和与認可裁許状に引用された和与状の事書は「\* ( )」として引用した。
  - (b) 和与認可裁許状に引用された和与状の事書あるいは現存する和与状の事書の上には、作成した当事者の区別を図るために、訴人作成の和与状に依拠するものならば「訴」を、論人作成の和与状に依拠するものならば「論」を記載した。
  - (c) 現存する和与状の事書の上にマークした「※」は連署和与状のことを示す。他方、「●」は当該和与状が正文であることを、「○」は当該和与状が案文であることをそれぞれ示すものとする。
  - (d) 「裁許状文書形態」の欄には、正文Ⅱ「正」、案文Ⅱ「案」として記載した。
  - (e) 「」は改行を示すものとする。
  - (f) 訴訟当事者および訴訟物(論所)に関する理解に資するため、「裁許状事書」をあわせて記載した。
- (一) 現存和与状および裁許状から知り得る場合
- ここでは、少なくとも訴訟人いずれか一方の和与状が現存し、なおかつ裁許状中にも少なくともいずれか一方の和与状の事書が引用されている場合(①)について分類・整理を試みることにする。

【表二の一】

2	1	No
案	正	裁許状 文書 形態
六裁 一三五	関裁 一二三	裁許状 典拠
大友文書	東大寺文書	出典
正安 二年 八月二三日	永仁 六年 六月二日	裁許状日付
<p style="text-align: center;">裁許状引用事書</p> <p style="text-align: center;">和与状事書</p> <p>東大寺領美濃國西部庄雜掌法眼慶舜与地頭長井出羽法印靜瑜代迎蓮相論年貢・絹綿色代并收納期事、</p> <p>* (美濃國西部庄年貢絹綿色代事、合伍百伍拾伍貫伍百文、<small>除奉納可讓渡員數、絹百疋、總計兩代也</small>)  <small>此外延絹拾玖疋肆丈代伍拾貫七百文者、本自以代錢所成來也、<small>除奉納可讓渡員數、絹百疋、總計兩代也</small></small></p> <p>※ ●和与 美濃國西部庄年貢絹綿色代事 (美濃國西部庄年貢・絹綿色代事、合伍百伍拾伍貫伍百文、<small>除奉納可讓渡員數、絹百疋、總計兩代也</small>)  <small>此外延絹拾玖疋肆丈代伍拾貫七百文者、本自以代錢所成來也、<small>除奉納可讓渡員數、絹百疋、總計兩代也</small></small></p> <p>伊勢國上思御園領主景忠代圓殿与同國乙部御厨成里地頭源孫次郎幸貫代義光相論山林事、</p> <p>訴* (伊勢國乙部御厨地頭源幸貫与同國上思御園領主藤原景忠相論當御園内山林事)</p> <p>訴○和与 伊勢國乙部御厨地頭源幸貫与同國上岡御園領主藤原景忠相論當御園内山林事</p>		

5	4	3	No
正	正	案	裁許狀 文書 形態
六裁 —補八	六裁 —四六	鎮裁 —一七	裁許狀 典 拠
九條家文書	山内首藤文書	有馬文書	出 典
應長 元年 七月 七日	延慶 元年 一二月二三日	正安 四年 八月一八日	裁許狀日付
<p>出雲國法喜庄領家東福寺預所教泉与當庄内御内村一分地頭奈子五郎宗重代成光相論所務條々事、</p> <p>訴*(出雲國法喜庄内御内村一分地頭奈子五郎宗重代成光与預所教泉相論所務條條)</p> <p>論●和与」出雲國法喜庄預所教泉与當庄御内村一分地頭奈子五郎宗重代成光相論所務條々事</p>	<p>備後國地毗本鄉雜掌道祐与地頭山内首藤三郎通資相論所務條々事、</p> <p>※*(和与備後國地毗本鄉雜掌道祐与地頭山内首藤三郎通資相論所務條々事)</p> <p>※●和與」備後國地毗本鄉雜掌道祐与地頭山内首藤三郎通資相論所務條々事</p>	<p>下野前司入道々義代本性与薩摩國宮里鄉郡司八郎正有代賢智相論當鄉三分二方田地事、</p> <p>論*(宮里鄉内永吉陸町事)</p> <p>訴*(當鄉三分二方永吉陸町事)</p> <p>訴○奉避退子惣地頭方宮里鄉名之内永吉田事</p> <p>訴○薩摩國宮里鄉三分二郡司職并下地事</p>	<p>裁許狀 狀 事 書</p> <p>裁許狀 中 引 用 事 書</p> <p>和与狀 事 書</p>

8	7	6	No
正	案	案	裁許状 文書 形態
鎮裁 一一二	関裁 一二七五	鎮裁 一〇六	裁許状 典拠
河上神社文書	高野山文書	島津家文書	出典
文保 二年 一月二十五日	文保 二年 一月 七日	文保 二年 三月 二日	裁許状日付
<p>論●肥前國一宮河上國方御免田事</p> <p>論*(和与、肥前國河上宮國方免田事)</p> <p>肥前國河上宮雜掌禪勝申、當宮免田同國西坊所國方寄進地事、</p>	<p>※○和与」備後國神崎庄下地以下所務條々事</p> <p>備後國神崎庄地頭阿野侍從季繼代助景与雜掌行盛相論所務條々事、</p> <p>※*(當庄領家高野山金剛三昧院内遍照院雜掌行盛与地頭阿野侍從季繼代助景相論下地以下所務條々事)</p>	<p>論○和与」薩摩國伊集院内買得地所々田園荒野等事</p> <p>備後國神崎庄地頭阿野侍從季繼代助景与雜掌行盛相論所務條々事、</p> <p>論人請文*(迎祐申、薩摩國伊集院内買得地所々田園荒野等事)</p> <p>論人*(和与、薩摩國伊集院内買地所所田園・荒野等事)</p>	<p>裁許状 引用書 事書</p> <p>和与状 引用書 事書</p> <p>上神殿次郎太郎祐繼法師<small>法名与(伊集院之)</small>郡司□繼法師法名迎念相論薩摩國伊集(院)内山下上神殿土橋以下田島・屋敷・荒野等事、</p>

11	10	9	No
正	案	案	裁許状 文書 形態
関裁 一三〇八	六裁 一六四	鎮裁 一二二八	裁許状 典拠
島津家文書	吉川家文書	託摩文書	出典
正中二年 一〇月七日	正中二年 九月二日	元亨三年 三月二五日	裁許状日付
<p>嶋津庄薩摩方伊作庄・同日置北郷雜掌憲俊与地頭大隅左京進宗久代道慶相論所務事、</p> <p>※*(嶋津庄内薩摩方・伊作庄・同日置北郷下地田島・山野・河海・檢断所務、領家一乘院雜掌憲俊与地頭大隅左京進宗久代道慶下地中分以下和与條々事、一、伊作庄條々、一、次日置北郷條々)</p> <p>※●嶋津庄内薩摩方伊作庄・同日置北郷下地田島山野河海檢断所務、領家一乘院雜掌憲俊左衛門尉憲俊与地頭大隅左京進宗久代道慶下地中分以下和与條々事、一、伊作庄條々、一、日置北郷條々</p>	<p>益田庄内小彌富、寸津、美磨博、庄久保島等地頭職事</p> <p>※●和与 孫夜又女<small>今昔出家</small>与舍弟彌次郎兼員代明仁相論石見國永安別符并益田庄内小彌富・寸津・美磨博・庄久保島等地頭職事)</p> <p>訴*(和与孫夜又女今<small>出家</small>与舍弟兼員相論石見國永安別符并益田庄内小彌富・寸津・美磨博・庄久保島等地頭職事)</p>	<p>永安彦次郎兼時女子尼良海<small>字孫</small>代道正与舍弟彌次郎兼員代明仁相論石見國永安別符并益田庄小彌富・寸津・美磨博・庄久保島等地頭職事、</p> <p>訴*(和与孫夜又女今<small>出家</small>与舍弟兼員相論石見國永安別符并益田庄内小彌富・寸津・美磨博・庄久保島等地頭職事)</p> <p>訴●さかみのくにおほとものかうのうちのたやしき并かまくらの三王たうのやしき等事</p>	<p>託摩豊前雜掌親政与同一房丸相論肥後國神藏庄地頭以下事、</p> <p>訴人*(託摩別當能秀遺領肥後國神藏庄地頭以下所職・筑前國志登社地頭職<small>分職取事</small>)</p> <p>訴人(請文)* (肥後國神藏庄・筑前國志登社地頭職以下事)</p> <p>裁許状中引用事書</p> <p>和与状事書</p>

14	13	12	No
正	正	正	裁許状 文書形態
鎮裁 一六七	関裁 一三〇九	鎮裁 一六六	裁許状 典拠
阿蘇家文書	島津家文書	山田文書	出典
嘉暦 元年 二月 五日	正中 二年 一〇月二七日	正中 二年 一〇月一〇日	裁許状日付
<p>論●(和与) 肥後國上嶋又三郎惟秀<small>死去</small>子息(彦三)郎惟幸与上嶋郷地頭尼妙法・同子息義(廣相)論當郷惣領職并別分及勲功之地肥前國神崎庄内田畠屋敷(等事)</p> <p>論○(和与) 谷山五郎入道道覺与薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭式部孫五郎入道々慶与谷山五郎入道々慶相論當村所務條々事</p> <p>論○(和与) 谷山五郎入道道覺与薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭式部孫五郎入道々慶相論當村所務條々事沙汰事</p> <p>訴(契約状) ○谷山郡内山田・上別府兩村惣地頭職得分事</p> <p>嶋津庄薩摩方日置新御領雜掌承信与地頭大隅左京進宗久代道慶相論所務條々事</p> <p>※*(嶋津庄薩摩方日置新御領田畠・荒野・檢断所務等兩家一乘院家雜掌承信与地頭大隅左京進宗久代道慶下地以下和与(中絶)分事)</p> <p>※●嶋津庄薩摩方日置新御領田畠・荒野・檢断所務等、領家一乘院家雜掌承信与地頭大隅左京進宗久代道慶、下地以下和与中分事</p> <p>上嶋又三郎惟秀<small>死去</small>、(子息彦三郎惟幸与)妙法并子息弁房義廣等相論肥後國上嶋郷地頭職・肥前國神崎庄内田畠・屋敷事</p> <p>訴*(和与肥後國上嶋又三郎惟秀子息(彦三)郎惟幸与上嶋郷地頭尼妙法・同子息義廣相(論當郷)惣領職并別分及勲功之地肥前國神崎庄内田畠・屋(敷)等事)</p>	<p>裁許状中引用事書</p> <p>和与状事書</p>	<p>薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭大隅式部孫五郎法師<small>法名</small>道慶与谷山五郎資忠法師<small>法名</small>相論當村所務條々事</p> <p>論*(和与薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭式部孫五郎入道々慶与谷山五郎入道道覺信相論當村所務條々沙汰事)</p> <p>論○(和与) 谷山五郎入道道覺与薩摩國谷山郡内山田・上別府兩村地頭式部孫五郎入道々慶相論當村所務條々沙汰事</p> <p>訴(契約状) ○谷山郡内山田・上別府兩村惣地頭職得分事</p> <p>嶋津庄薩摩方日置新御領雜掌承信与地頭大隅左京進宗久代道慶相論所務條々事</p> <p>※*(嶋津庄薩摩方日置新御領田畠・荒野・檢断所務等兩家一乘院家雜掌承信与地頭大隅左京進宗久代道慶下地以下和与(中絶)分事)</p> <p>※●嶋津庄薩摩方日置新御領田畠・荒野・檢断所務等、領家一乘院家雜掌承信与地頭大隅左京進宗久代道慶、下地以下和与中分事</p> <p>上嶋又三郎惟秀<small>死去</small>、(子息彦三郎惟幸与)妙法并子息弁房義廣等相論肥後國上嶋郷地頭職・肥前國神崎庄内田畠・屋敷事</p> <p>訴*(和与肥後國上嶋又三郎惟秀子息(彦三)郎惟幸与上嶋郷地頭尼妙法・同子息義廣相(論當郷)惣領職并別分及勲功之地肥前國神崎庄内田畠・屋(敷)等事)</p>	<p>裁許状中引用事書</p> <p>和与状事書</p>

17	16	15	No
正	正	正	文書 裁許状 形態
鎮裁 補一八	鎮裁 一七八	六裁 補一二	典 裁許状 拠
青方文書	河上神社文書	早稲田大學圖 書館所藏文書	出 典
元徳 元年 九月二五日	嘉曆 三年 六月二九日	嘉曆 二年 四月二三日	裁許状日付
<p>論* (和与、肥前國五嶋内下浦目事)</p> <p>肥前國白魚孫九郎盛高与青方八郎入道覺性代子息高直相論五嶋内下浦目山野以下浦々事、</p> <p>訴○わよす、ひせんくにうの々みくりやのしやう五たうないにしうらめのうちしもうらめの事</p>	<p>肥前河上宮雜掌禪勝申、當宮西門修理事、</p> <p>論* (和与肥前國河上宮西門修理免田參町内山田東郷内野邊里十八坪<small>野八段</small>事)</p> <p>論●和与「肥前國鎮守一宮河上西門修理免參町内山田東郷内野邊里十八坪<small>野八段</small>事</p>	<p>職事、</p> <p>源氏女代行祐与飯沼新三郎親泰法師法名覺法相論出雲國猪尾谷村東方地頭事、</p> <p>論* (和与、出雲國猪尾谷村東方内一分地頭職田畠并屋敷・野島・柴以下事、合田壹町・屋敷壹所・野島・柴以下者、<small>別紙付在之</small>)</p> <p>訴* (出雲國猪尾谷村東村地頭親泰<small>合田出</small>与妹源氏女和与細事)</p> <p>論●和与出雲國猪谷村東方内一分地頭職田畠并屋敷野島柴以下事」合田壹町五反・屋敷壹所・野島柴以下者<small>別紙付在之</small>、</p>	<p>裁許状 中引用 事書</p> <p>和与状 事書</p>

19	18	No
正	正	形 裁 態 許 書 状
関裁   三一七	鎮裁   一九一	典 裁 拠 許 状
高野山文書	志賀文書	出 典
元徳 三年 四月 七日	元徳 二年 三月 五日	裁許状日付
<p>富部又三郎有冬相論年貢以下所務條々々</p> <p>※●和與「高野山大塔領備後國大田庄雜掌良信與同庄山中横坂郷一分地頭</p> <p>富部又三郎有冬相論年貢以下所務條々々</p>	<p>論*(當村佃事)</p> <p>訴●(和)与「訖磨彦次郎入道眞圓与志賀藏人入道正玄相論、豊(後國)</p> <p>大野庄志賀村領家佃權現堂貳段半・赤迫壹段<small>此者中江事</small></p> <p>備後大田庄雜掌良信与當庄山中横坂郷一分地頭富部又三郎有冬相論所務</p> <p>條々事、</p> <p>※*(和与高野山大塔領備後國大田庄雜掌良信与同庄山中横坂郷一分地頭</p> <p>富部又三郎有冬相論年貢以下所務條々々)</p>	<p>裁許状中引用事書</p> <p>和与状事書</p> <p>訖磨彦次郎法師与志<small>(實藏人也)</small>法師相論豊後國大野<small>(庄志賀村)</small>領家佃・權現堂</p> <p>二段半・赤<small>(迫壹段事也)</small></p>

以上、都合一九例が抽出された。

(二) 現存和与状からのみ知り得る場合

ここでは、現存する和与状からのみ、その事書を窺い知ることができる場合(2)について分類・整理を試みる

ことにする。

【表二の二】

2	1	No.
案	正	裁許状 文書 形態
六裁 — 補一三	関裁 — 六四	裁許状 典拠
石清水八幡宮 舊記抄	山形大學所藏 中條家文書	出典
寶治 元年 四月一六日	仁治 元年 一〇月一〇日	裁許状日付
<p>※○丹後国佐野一色<small>(兼野悪)</small>近未保和与条々事</p> <p>(前缺不明)</p>	<p>越後國奥山庄預所右近將監尙成与地頭兵衛三郎時茂相論条々</p> <p>訴●(前缺)尙成(後缺)</p>	<p>裁許状 状事書 和与状事書</p>

5	4	3	No
正	正	正	形態 文書 裁許状
関裁 一一二五	六裁 一一二二	関裁 一九一	典 裁許状 拠
高野山文書	東寺百合文書	秋田藩採集文書	出典
文永 九年 正月二〇日	正元 元年 五月二四日	建長 五年 二月一日	裁許状日付
<p>※●和與「高野山根本大塔領備後國大田庄内桑原方所務條々事</p> <p>高野山根本大塔領備後國大田庄桑原方預所行替・寺家年預淨任等与地頭松熊丸代常連相論所務事、</p>	<p>※●伊豫國弓削嶋庄領家与地頭景行并茂忠所務条々和与事</p> <p>東寺領伊豫國弓削嶋庄雜掌圓導房明鑒与地頭小宮三郎兵衛尉景行并同左衛門四郎茂忠相論所務條々和与事、</p>	<p>論(避状)○ゆつり状事</p> <p>岩崎尼妙法代子息岡本又太郎親元与岩崎小三郎隆泰相論皮成村内上條條事、</p>	<p>裁許状事書</p> <p>和与状事書</p>

8	7	6	No.
正	正	案	文書 裁許狀 形態
六裁 一七	関裁 一三九	関裁 一補一八	裁許狀 典 拋
石清水文書	田代文書	廣橋家文書	出 典
弘安 二年 正月二〇日	建治 二年 八月二五日	文永一〇年 十一月六日	裁許狀日付
<p>八幡宮寺領淡路國鳥飼別宮雜掌法橋明舜与地頭木工權助富綱和与條條、</p> <p>※○八幡宮寺領淡路國鳥飼別宮雜掌法橋明舜与地頭木工權助富綱相論條々</p>	<p>論●和与 舍兄伊佐掃部助有信代有玄与同八郎有政代淨心相論二箇條</p> <p>伊佐掃部助有信代有玄与同八郎有政代淨心相論陸奥國泉田村内紀藤太屋敷壹宇・田壹町・同村内清平入道屋敷畠并用水溝代事、</p>	<p>論○法勝寺御領但馬國雀岐庄領家御方与地頭方中分事</p> <p>法勝寺領但馬國雀岐庄預所道貞与地頭太田左衛門三郎政繼和与中分事、</p>	<p>裁許狀 事書 和与狀 事書</p>

135 鎌倉幕府の和与認可裁許状における和与状の引用に関する覚え書き(一) (西村)

11	10	9	No.
案	正	正	形態 裁許状 文書
関裁   補二〇	六裁   一一	六裁   二〇	典 裁許状 拋
片山文書	石清水文書	東大寺文書	出典
弘安 六年 九月 日	弘安 四年 五月二九日	弘安 四年 二月二三日	裁許状日付
<p>※●和与「丹波國和智庄中間事」</p> <p>仁和寺領丹波國和智庄雜掌与地頭片山左衛門入道々縁後家并子息萬歳丸<small>(脱アルカ)</small>所務事、</p>	<p>八幡宮寺領阿波國櫛淵庄預所左衛門尉資村与地頭秋元左衛門次郎泰恆・同舍弟政恆等相論所務條々、</p> <p>※○和與「八幡宮寺領阿波國櫛淵庄預所左衛門尉資村与地頭秋元左衛門次郎泰恆・同舍弟政恆并後家妙阿等所務條々」</p>	<p>東大寺領美濃國茜部庄雜掌慶舜与地頭代迎蓮相論年貢絹百壹疋分兩事、</p> <p>※●和与「美濃國茜部庄請所年貢絹兩分事、」合百壹疋者肆丈別可為肆兩參分、<small>但除結絹、麻人所斤定、錢拾貳文權也</small></p>	<p>裁許状事書</p> <p>和与状事書</p>

14	13	12	No.
正	正	正	裁許狀 文書 形態
関裁 一九三	関裁 一九〇	関裁 一八〇	裁許狀 典 拋
島津家文書	三浦和田文書	島津家文書	出 典
正應 六年 正月二三日	正應 五年 八月七日	正應 三年 二月一二日	裁許狀日付
<p>薩摩國伊作庄地頭下野彦三郎忠長代了意与雜掌勝通相論下司・名主兩職事、</p> <p>※●嶋津庄薩摩方伊作庄・同日置北郷領家与地頭、所務相論条和与事</p> <p>※●嶋津御庄薩摩方内伊作庄・同日置北郷領家与地頭、下司・名主兩職相論和与事</p>	<p>越後國荒河保一分地頭河村余五秀通代明俊与奥山庄一分地頭和田四郎茂長代教房相論堺事、</p> <p>※●和与「越後國荒河保与奥山庄堺事」</p>	<p>薩摩國伊作庄雜掌与地頭下野彦三郎忠長相論所務条々事、</p> <p>※●嶋津庄内薩摩方伊作庄就領家与地頭所務相論、雜掌預去弘安貳年二月一五日御下知処、地頭依不叙用彼御下知、可被行違背罪科由訴申間、任彼御下知、令和与条々</p>	<p>裁許狀事書</p> <p>和与狀事書</p>

137 鎌倉幕府の和与認可裁許状における和与状の引用に関する覚え書き(一) (西村)

17	16	15	No.
案	正	正	形態 裁許状 文書
六裁 ―補三	関裁 ―二〇二	関裁 ―二〇〇	典 裁許状 ―拋
九條家文書	東寺百合文書	極樂寺文書	出 典
永仁 六年 二月 二日	永仁 三年 五月 七日	永仁 三年 五月 二日	裁許状日付
<p>論〇和与」撰津國輪田庄西方領家与地頭所務条々事</p> <p>攝津國輪田庄西方<small>領家月輪侍 従入道室</small>雜掌了信与地頭佐久間兵衛大郎息女平氏代生覺・義清相論所務并年貢事、</p>	<p>東寺領若狹國太良庄雜掌尙慶与地頭若狹二郎忠兼代良祐相論所務條々、</p> <p>※〇東寺領若狹國太良庄領家雜掌尙慶与地頭若狹次郎忠兼代官良祐令和与條々事</p>	<p>訴●信濃大田庄内大倉・□村兩郷分領家御年貢事</p> <p>信濃大田庄雜掌通念与大倉・石村兩郷地頭尼代能信相論年貢事、</p>	<p>裁許状事書</p> <p>和与状事書</p>

20	19	18	No.
正	正	正	裁許狀 文書 形態
鎮裁 一九	六裁 一二九	六裁 一二六	裁許狀 典 拋
禰寢文書	朽木文書	朽木文書	出 典
正安 元年 二月 四日	正安 元年 十一月 二三日	正安 元年 五月 二三日	裁許狀日付
<p>論○和与」桑東郷武安名内古作田地并東迫田島等事</p> <p>迫田島事、 佐多孫九郎信親代季長与同弥四郎親治相論大隅國桑東郡武安名内古作并東</p>	<p>近江國朽木庄雜掌有西与地頭佐々木（出羽）五郎左衛門尉義綱代豪遍相論 年貢樽員數事、</p> <p>訴●近江國朽木庄領家方年貢四二寸樽、雜掌有西与地頭佐々木出羽五郎左 衛門尉義綱代官祐聖・今地頭代豪遍、員數相論事</p>	<p>※●和与」久多庄地頭代貞能与朽木庄地頭代祐聖相論材木出物事</p> <p>相論山河所出物事、 山城國久多庄地頭代貞能与近江國朽木庄地頭出羽五郎左衛門尉義綱代祐聖</p>	<p>裁許狀 事書 和与狀 事書</p>

23	22	21	No.
正	正	正	文書 裁許状 形態
閏裁 一三三九	鎮裁 一六	閏裁 一三三四	裁許状 典 拋
東寺百合文書	志賀文書	高野山文書	出典
乾元二年 閏四月三日	正安四年 八月十八日	正安四年 六月二三日	裁許状日付
<p>東大寺領伊予國弓削嶋雜掌榮實与地頭代佐房相論所務条々事、</p> <p>※●和与「東寺領伊予國弓削嶋庄下地以下相分事」</p> <p>※○和与「東寺領伊予國弓削嶋庄下地以下相分事」</p>	<p>志賀村領家佃事</p> <p>論●和与「大友豊前八郎太郎入道阿法与詫磨又三郎秀治相論豊後國大野庄志賀村領家佃事」</p> <p>論●和与「高野山根本大塔領備後國大田庄桑原方領家地頭所務条々」</p>	<p>高野山根本大塔領備後國大田庄桑原方雜掌与地頭太田七郎左衛門尉貞宗相論所務条々、</p> <p>論●和与「高野山根本大塔領備後國大田庄桑原方領家地頭所務条々」</p>	<p>裁許状事書</p> <p>和与状事書</p>

26	25	24	No.
正	正	正	裁許状 文書 形態
鎮裁 一一〇四	鎮裁 一六九	関裁 一二六〇	裁許状 典 拠
島津家文書	宇佐宮成文書	三浦家文書	出 典
文保 元年 九月二四日	正和 二年 八月二七日	應長 二年 三月 二日	裁許状日付
<p>※●和与」嶋津庄薩摩方伊作庄・同日置北郷雜掌法橋信宗与地頭下野彦三郎左衛門尉久長代沙彌道慶、相論年貢以下所務條々</p> <p>忠國相論年貢以下所務條條事</p>	<p>宇佐宮神官重連代順佛申、豊後國石垣庄末吉・末國兩名事、</p> <p>訴●和與」宇佐宮御領豊後國石垣庄末吉・末國兩名事</p> <p>論●宇佐宮領豊後國石垣庄末吉・末國兩名事</p> <p>論●和与」宇佐宮領豊後國石垣庄内末吉・末國兩名事</p>	<p>周防國仁保庄下領内深野郷地頭平子右衛門六郎重頼与上領地頭同彦六郎重有相論板山路<small>並山事</small>、</p> <p>訴●わよ」すわうのくに仁保のしやうのうちふかののかうのちとう平子右衛門六郎重親と、かみりやうのちとう平子彦六郎重有とそうらんすいたやまち<small>重有ハなみ山とかうす事</small></p>	<p>裁許状 事書</p> <p>和与状 事書</p>

141 鎌倉幕府の和与認可裁許状における和与状の引用に関する覚え書き(→)(西村)

29	28	27	No.
正	正	正	文書 裁許状 形態
鎮裁 一一一九	関裁 一二八二	鎮裁 一一〇八	裁許状 典拠 典拠
青方文書	若王子神社文書	深堀家文書	出典
元應二年 二月九日	元應元年 二月二十七日	文保二年 六月六日	裁許状日付
<p>論○和与」ひせんくに五たうにしうらへあをかたの田島屋敷さん野らの事</p> <p>青方八郎高繼与深と同藤四郎高光<small>(相論之)</small> 肥前國五嶋西浦部青方村等事、</p>	<p>淡路國由良庄雜掌善阿与地頭木内下總四郎左衛門入道道源代道政・圓性等相論所務事、</p> <p>※●和与」淡路國由良庄雜掌大和民部大夫入道善阿与地頭木内下總四郎左衛門入道道源与道政・圓性相論所務事</p>	<p>深堀孫三郎時仲<small>死去</small>、嫡孫孫房丸并子息時綱・仲家与戸町三郎俊基<small>同死</small>、息男俊能法師<small>法名</small>并孫子俊光等相論條々事、</p> <p>訴○(深)堀彌五(郎)時仲嫡孫孫房丸申、時仲子(息)□時綱・仲家等、与戸町三郎俊基子息俊能<small>(法師之)</small>、同俊基孫子俊光等相論條々事、</p> <p>論●和与」深堀彌五郎時仲嫡孫孫房丸并時仲子息時綱・仲家等与戸町三郎俊基子息俊能法師<small>法名</small>、同俊孫子俊光等相論條々事</p>	<p>裁許状 和与状 事書</p>

32	31	30	No.
案	正	正	文書 裁許狀 形態
鎮裁 一六三	六裁 一六一	関裁 一八六	典 裁許狀 摺
薩藩舊記雜錄	佐方文書	山形大學所藏 中條家文書	出 典
正中二年 七月二十五日	元亨元年 一二月二七日	元應三年 正月七日	裁許狀日付
<p>論●薩摩國々分寺領御年貢事</p> <p>訴●安樂寺領薩摩國々分寺領下地并年貢事</p> <p>安樂寺領薩摩國分寺雜掌宗清与國分助次郎友貞相論當寺領下地并年貢事、</p>	<p>出雲國三刀屋郷内伊賀屋村地頭諏訪部彦三郎入道<small>円性<small>令考</small>死去</small>、子息弥三郎義助并義秀等代與玄与當郷惣領地頭諏訪部兵衛三郎助光法印<small>法名</small>代宗慶相論當郷内矢那井以下村々事、</p> <p>論●和与」出雲國三刀屋郷内伊賀屋村地頭諏訪部彦三郎入道<small>円性<small>令考</small>死去</small>、子息弥三郎義助・同村一分地頭諏訪部三郎義秀<small>用名</small>等代伯父興玄与當郷惣領地頭諏訪部兵衛三郎助光法印<small>法名</small>代養子上野房宗慶<small>本名</small>相論當郷内矢那井以下村々事</p>	<p>越後國加地庄雜掌孝順与古河條内中村地頭佐々木太郎重朝女子尼道信相論檢注年貢事、</p> <p>訴●和与」越後國加地庄古河条内中村地頭道信与預所孝順相論年貢檢注間事</p>	<p>裁許狀事書</p> <p>和与狀事書</p>

35	34	33	No
正	正	正	形文書 裁許状
鎮裁 一八七	六裁 一六八	関裁 一三二〇	典裁許状 拋
山田文書	東寺百合文書	金子文書	出典
元徳 元年 一二月二五日	嘉暦 二年 後九月 七日	嘉暦 元年 一〇月二日	裁許状日付
<p>大隅式部又三郎入道々々覺与嶋津式部孫五郎入道々々慶相論薩摩國伊集院内田蘭事、</p> <p>訴●和与「薩摩國伊集院内田蘭事</p>	<p>東寺勸學會料所安藝國三田郷雜掌行胤与當郷惣領地頭市河又五郎入道行心代頼行相論年貢・所務檢注以下事、</p> <p>※●和与「東寺勸學會料所安藝國三田郷雜掌行胤与同郷惣領地頭市河又五郎入道行心孫子頼行相論年貢所務檢注以下事</p>	<p>鶴岡八幡宮右方相撲長守吉与猿渡九郎三郎盛重子息又三郎盛信相論武藏國須久毛郷給田畠事、</p> <p>論●鶴岡八幡宮相撲右方長貫首左近次郎守吉、(與)相撲奉行猿渡九郎三郎盛重<small>死去</small>子息又三郎盛信相論、武藏國須久毛郷給田畠事</p>	<p>裁許状事書</p> <p>和与状事書</p>

37	36	No.
正	正	裁許状 文書 形態
関裁 —三二〇	鎮裁 —一九八	裁許状 典拠
東寺百合文書	河上神社文書	出典
元徳 三年 一二月一七日	元徳 二年 一二月一〇日	裁許状日付
<p>遠江國原田庄雜掌直瑜与細谷郷地頭原小三郎忠益相論所務事、</p> <p>論●和与」遠江國原田庄雜掌直瑜与當庄内細谷郷地頭原小三郎忠益相論當郷所務条々事</p>	<p>肥前國河上社雜掌禪勝与諸富弥八入道覺忍相論當官百々世々長仁王講免壹町神役事、</p> <p>論●(肥前) 國鎮守河上一宮百々世々長仁王講免壹町(事)</p>	<p>裁許状事書</p> <p>和与状事書</p>

以上、都合三十七例が抽出された。

(三) 裁許状のみから知り得る場合

ここでは、裁許状に引用された和与状の事書によってのみ事書を窺い知ることができる場合 (3) について分類

・整理を試みることにする。

【表二の三】

2	1	No
正	正	裁許状 文書 形態
鎮裁 一〇	六裁 一七	裁許状 典 拋
大河文書	熊谷家文書	出 典
正安 元年 一二月二五日	正安 元年 一〇月一二日	裁許状日付
<p>訴* (避与田地伍段貳丈□<small>各名字</small> 畠地<small>和与状</small>)</p> <p>役等事、</p> <p>(肥前國御) 家人大河三郎幸資□<small>孫太郎能幸相論大河村内師丸名誓固番</small></p>	<p>* (和与安藝國三入庄三分二内<small>下村分</small> 本庄) 所務条々事</p> <p>新熊野社領安藝國三入庄<small>領家并</small> 僧都<small>在宗</small> 雜掌任賢与當庄三分二内下村分<small>本庄</small> 地頭熊谷彦次郎直光相論所務条々事、</p>	<p>裁許状中引用事書</p>

5	4	3	No
案	案	正	文書 裁許狀 形態
— 関裁 — 二〇 — 一	— 関裁 — 一一 — 〇	— 関裁 — 一〇 — 九	典裁許狀 拠
正閩史料外編	宗像神社文書	鰐淵寺文書	出典
永仁 三年 五月 二日	文永 元年 五月一〇日	弘長 三年 八月 五日	裁許狀日付
<p>論* (豊田郷内一方地頭蓮念与同村一方地頭致直年々作物以下事)</p> <p>地頭職事、 内田兵衛三郎致直与舎兄蓮念相論石見國長野庄豊田郷内俣賀田畠・在家・</p>	<p>分文* (當村中分内氏業分事)</p> <p>宗像六郎氏業法師<small>澤名</small>与小太郎氏郷相論肥前國伊佐早庄永野村地頭職事、</p>	<p>訴* (字賀郷山口事)</p> <p>出雲國鰐淵寺別當治部卿律師頼永<small>頼永</small>代法橋實禪与同國字賀郷地頭頼益相論山口事、</p>	<p>裁許狀中引用事書</p> <p>裁許狀事書</p>

147 鎌倉幕府の和与認可裁許状における和与状の引用に関する覚え書き(→) (西村)

8	7	6	No
正	正	案	形文書 裁許状
六裁 ― 四三	六裁 ― 四二	六裁 ― 三六	典裁許状 拠
高野山文書	高野山文書	東寺百合文書	出典
徳治 二年 一二月二七日	徳治 二年 一二月二四日	正安 三年 五月二日	裁許状日付
<p>論人請文* (徳治元年年貢未進事)</p> <p>高野山蓮花乘院學侶等申、紀伊國南部庄去年分寺用事、</p>	<p>論人請文* (年貢未進事)</p> <p>高野山蓮花乘院學侶等申、紀伊國南部庄地頭代助顯不弁寺用由事、</p>	<p>訴* (備後國因嶋内三津庄寺用塩問事)</p> <p>常光院領備後國因嶋内三津庄雜掌了願与地頭代頼圓相論寺用塩事、</p>	<p>裁許状中引用事書</p> <p>裁許状中引用事書</p>

11	10	9	No
案	正	正	裁許狀 文書 形態
六裁 一四九	鎮裁 一二六	鎮裁 一二二	裁許狀 典 拠
田代文書	有馬文書	阿蘇家文書	出 典
慶長 元年 八月二二日	延慶 二年 一月二日	延慶 二年 六月二六日	裁許狀日付
<p>和泉國大鳥庄雜掌定覺与當庄上条地頭田代豊前又次郎基綱代良遍相論所務條々事、</p> <p>訴* (當庄所務条々)</p>	<p>薩摩國宮里郷郡司職一收納得分及水田貳町・藺壹所事</p> <p>訴* (薩摩國宮里郷郡司職一收納得分及水田貳町・藺壹所事)</p>	<p>論* (押領物事)</p> <p>貳箇所事、</p> <p>(肥後國) 六箇庄徳恒名一分地頭宇治(氏女) 申、當名内田地伍段・屋敷</p>	<p>裁許狀中引用事書</p> <p>裁許狀中引用事書</p>

14	13	12	No
正	正	正	文書 裁許状 形態
六裁 — 五六	鎮裁 — 四四	六裁 — 補一〇	典 裁許状 拠
中村雅真氏所 藏文書	字佐永弘文書	九條家文書	出 典
正和 二年 一二月 二日	正和 二年 正月二〇日カ	正和 元年 七月二七日	裁許状日付
<p>東大寺學侶等雜掌朝拜与美濃國西部庄地頭長井出羽法印靜瑜代禪性相論年貢事、</p> <p>※*(和与東大寺領美濃國西部庄請所年貢絹綿事、合絹百壹疋・綿仔拾兩<small>絹綿文別可為兩兩分、但餘絹綿、購入所定就拾貳文、補於絹者、任意定不可納之、自十月上旬年内悉可究濟之、</small>此外延絹拾玖疋四文代伍拾貫柒百文<small>前期)</small>)</p>	<p>論人請文*(□<small>(実)</small>申、田地壹段廿代事)</p> <p>宇佐官神官<small>(兼番)</small>實<sup>世</sup>□<sup>田</sup>染庄永正名内御供田壹段貳拾代事、</p>	<p>論*(當庄預所教泉年来就所務、御年貢抑留事)</p> <p>訴*(和与出雲國法喜庄御内方田畠・山(河)・荒野・山林・屋敷以下中分事)</p> <p>相論中分事、</p> <p>出雲國法喜庄預所教泉与當庄内御内村地頭尼淨(阿)并如願・覺春・幸成</p>	<p>裁許状中引用事書</p> <p>裁許状事書</p>

17	16	15	No
正	正	正	文書 裁許狀
關裁 一二七二	鎮裁 一八四	鎮裁 一八三	典 裁許狀 拋
天野文書	寬元寺文書	訖摩文書	出 典
文保 元年 六月 七日	正和 三年 一月二七日	正和 三年 九月 二日	裁許狀日付
<p>論人(朝親)* (由比尼是心遺跡武藏國由比本郷内源三郎屋敷・遠江國避前村等中分事)</p> <p>論人(盛直)* (由比尼是心遺領武藏國由比本郷内源三郎屋敷・田畠・在家并炭釜、遠江國大結・福澤兩村等中分事)</p>	<p>訴*(筑後國三潯庄西牟田内寬元寺免田坊地等事)</p> <p>西牟田弥次郎有家<small>(与脱之)</small>顯實房元怡・高橋五郎入道法心等相論筑後國西牟田村内寬元寺免田坊地等事、</p>	<p>訴*(件屋敷事)</p> <p>訖摩太郎頼秀法師<small>法名代</small>合弟同弥次郎親政相論肥後國神藏庄阿良社敷地龜甲内本村屋敷壹所事、</p>	<p>裁許狀中引用事書</p>

151 鎌倉幕府の和与認可裁許状における和与状の引用に関する覚え書き(一) (西村)

20	19	18	No.
正	正	正	形態 裁許状 文書
鎮裁   一一三	六裁   一六〇	鎮裁   一〇一	典 裁許状 拋
深堀家文書	東大寺文書	島津家文書	出 典
元應 元年 後七月二三日	文保 二年 一月 七日	文保 元年 九月 二日	裁許状日付
<p>論* (和与、筑前國長淵庄内田地一町・屋敷壹所事)</p> <p>訴* (和与、筑前國長淵庄内田島以下地頭職事)</p>	<p>訴人* (茜部庄地頭請所年貢未進事)</p>	<p>論* (檢納嶋津庄薩摩方伊作庄日置北郷正和元・貳兩年領家与御年貢色濟物代錢事)</p> <p>東大寺學侶雜掌朝舜与美濃國茜部庄地頭長井出羽法印靜瑜代覺妙相論年貢事、</p>	<p>裁許状中引用事書</p> <p>裁許状 事書</p>

23	22	21	No
案	正	正	形態文書 裁許狀
鎮裁 一七二	鎮裁 一七一	鎮裁 一四四	典裁許狀 拋
訛摩文書	訛摩文書	實相院文書	出典
嘉曆 二年 九月二〇日	嘉曆 二年 八月二九日	元亨 三年 十一月二五日	裁許狀日付
<p>論* (筑前國志登社吉富名地頭一房丸知行分年貢・濟物等事)</p> <p>筑前國志登社雜掌成朝与吉富名地頭訛磨一房丸相論年貢以下事、</p>	<p>論* (筑前國志登社吉富名地頭職内寂雄知行分田地伍町貳段年貢・濟物等事)</p> <p>筑前國志登社雜掌成朝与吉富名一分地頭訛磨豐前權守親政法師<small>法名寂雄</small>相論年貢以下事、</p>	<p>論* (肥前國河上宮浮免拾伍町社役事)</p> <p>社役事、  <small>(肥前)</small> 國河上社雜掌禪勝与今山彌太郎<small>(季政)</small> 相論當宮神寶免田拾伍町</p>	<p>裁許狀中引用事書</p> <p>裁許狀中引用事書</p>

26	25	24	Na
正	案	正	裁許状 文書 形態
鎮裁 一〇九	六裁 一七七	鎮裁 一九九	裁許状 典拠
禰寝文書	高野山文書	訖摩文書	出典
正慶 元年 一〇月 五日	元徳 二年 閏六月二七日	元徳 二年 一二月一〇日	裁許状日付
<p>禰寝南候内光松名田島・屋敷等事、</p> <p>禰寝五郎入道々恵与舎兄禰寝郡司入道行智<small>死令者</small>子息孫二郎清成相論大隅國</p> <p>訴* (禰寝南候内光松名田島・屋敷等事)</p>	<p>高野山大塔領備後國大田庄雜掌良信与同庄太田方黒淵別作地頭上田次郎入道善綱代亮秀相論雜免并同年貢以下事、</p> <p>※* (高野山大塔領備後大田庄雜掌良信与同庄太田方黒淵別作地頭上田次郎入道善綱代亮秀相論雜免并同年貢以下事、)</p>	<p>西花門院領肥後國鹿子木東西庄雜掌源盛与東庄五郎丸名地頭訖磨別當又四郎入道淨意子息犬太郎丸相論田島・屋敷事、</p> <p>訴* (和与、肥後國鹿子木東庄内訖磨別當又四郎入道淨意跡子息犬太郎丸知行分五郎丸名田島・屋敷事)</p>	<p>裁許状中引用事書</p>

以上、都合二十六例が抽出された。

（未完）

頁	No	訂正箇所
74	51	和与状一覽対応
149	37	和与状一覽対応
	51	和与状一覽対応
	25	備考欄
	16	備考欄
	14	備考欄
	13	備考欄
	13	備考欄
	10	備考欄

211

||

||

(空欄)

裏封

裏封

(空欄)

(空欄)

「関裁―二〇」に対応

(誤)

211  
※

47 ※	
△	48

47 ※	
△	48

「鎮裁―一七九」に対応

裏封、「関裁―A」(No.46 A)

(空欄)

「関裁―二三」に関連

「関裁―二三」に対応

「関裁―補二〇」に対応

(正)

シンポジウム

東アジアの伝統文化と国際交流

— 二一世紀に生きる知的遺産 —

新潟大学法学部・法学会主催

一九九九年五月二〇日、新潟大学五十嵐キャンパスにおいて、新潟大学創立五〇周年を記念した国際シンポジウム「東アジアの伝統文化と国際交流—二一世紀に生きる知的遺産—」が開催された。ここでは本シンポジウムの開催に至る経緯と、当日のプログラム、およびここに収録する報告について簡単に記しておくこととする。

新潟大学法学部は、一九九四年四月一日に北京大学法学部との間で交流協定を締結し、また、一九九七年一〇月二八日に北京大学国際政治学部との間で交流協定を締結した。そして、これらの協定にもとづいて、同大学との間で幅広い学術交流、研究者交流、学生交換を推進してきた。協定の対象が複数の学部であることも手伝って、交流の実績は全学的とも呼びうる広が

りを見せるにいたった。そこで、新大法学部と法学会は、本学の創立五〇周年を記念して国際シンポジウムを企画し、北京大学副学長何芳川教授等を招請し、報告を依頼するにいたった。当日のプログラムは次のとおりであった。

開会の辞

新潟大学法学部長

鯨越 溢弘

報告

知識経済時代と日中文化交流

北京大学歴史学部教授・副学長

何 芳 川

開国と殖産興業の哲学

新潟大学法学部教授・副学長

内藤 俊彦

中国における日本研究…回顧と展望

北京大学国際関係学院教授・副院長

李 玉

前近代日本における伝統法文化の一斑

新潟大学法学部助教・国際交流副委員長 西村 安博

総合司会兼通訳

新潟大学法学部教授 真水 康樹

閉会の辞

新潟大学法学部評議員 國谷 知史

シンポジウムは一般にも公開しておこなわれたが、とりわけ数多くの大学関係者の出席を得て盛会であった。ここでは右記四報告を掲載することとする。

なお、北京大学の何芳川教授の報告は中国語で行われた。以下の掲載稿は氏の持参された日本語原稿をもとに、当日の報告の録音、および英語原稿にもとづいて、氏の諒解のもとに主催者側が加筆修正を行ったものである。また、李玉教授の報告は日本語で行われた。以下の原稿は同氏の講演の録音を氏の同意を得ておこしたものである。  
(真水康樹 記)